

令和元年 第6回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月4日(水)から9月19日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月4日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
5日	木			
6日	金			
7日	土			
8日	日			
9日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
12日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
13日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
14日	土			
15日	日			
16日	月			
17日	火	決算特別委員会	9時	付託事件審査
18日	水	予 備 日		
19日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和元年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
令和元年9月4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時34分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第5 議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第6 議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第8 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第9 議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第23 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第24 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
- 日程第25 議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第88工区）請負契約の締結
- 日程第26 議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第89工区）請負契約の締結
- 日程第27 議案第68号 鞍手町道路線の変更
- 日程第28 議案第69号 民事調停の申立て

令和元年9月4日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和元年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院の平成30年事業年度に関わる業務実績に関する評価結果の報告書。

平成30年度決算に関わる財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足の比率の報告書。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成30年度の報告書。

専決処分の報告、ブロック塀・冷房設備対応特例交付金事業 剣北小学校空調設備設置工事請負契約の変更、及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情4件はお手元に配布しています。陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番議員 有働徳仁議員及び9番議員 栗田美和議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は本日から9月19日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から9月19日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め原案のとおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第45号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第45号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第45号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たに1つの事業の追加を行うものであります。

具体的には、令和2年度からの鞍手中学校のスクールバス導入に伴い、教育の振興に、事業名(1)学校教育関連施設にスクールバス・ポートを追加し、事業内容に「スクールバス整備事業」を追加するものであります。

以上が、日程第4 議案第45号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第5 議案第46号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第5 議案第46号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第46号は、鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例であります。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を条例で制定するものであります。

以上が、日程第5 議案第46号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第47号から日程第9 議案第50号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第6 議案第47号から日程第9 議案第50号までの4件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第47号は、鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、本年11月5日より住民基本台帳に旧氏が記録出来るようになり、印鑑登録にも旧氏を用いることが出来ることになることから、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第48号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本条例は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、これに関連する「鞍手町政治倫理条例」、「鞍手町職員の育児休業等に関する条例」、「公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例」、「鞍手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」、「鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」、「鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例」及び「鞍手町職員退職手当支給条例」の7つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第49号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、これに関連する「鞍手町名誉町民表彰条例」、「鞍手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」、「鞍手町職員退職手当支給条例」及び「鞍手町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例」の4つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第50号は、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の鞍手町総合福祉センター施設等使用料及び鞍手町総合福祉センター勤労者ふれあい棟使用料等を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第6 議案第47号から日程第9 議案第50号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第51号から日程第13 議案第54号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第10 議案第51号から日程第13 議案第54号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第51号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳出では、3款 民生費においては、国民健康保険基盤安定繰入金等を減額するほか、平成30年度分の障害福祉サービス費等に係る国庫支出金等の返還金の計上及び公立保育所の送迎バス購入費の計上などを行っております。

10款 教育費においては、鞍手中学校のスクールバス購入費と運行業務委託料等の計上及びくらて病院建設に伴い町民グラウンド北側に防球ネット工事費を計上するほか、所要の補正を行っております。

一方、歳入では11款 地方交付税のうち普通交付税の決定により追加補正するほか、事業費予算の増減に伴う15款 国庫支出金及び16款 県支出金の増減補正を、19款 繰入金については、国民健康保険事業特別会計からの繰入金の計上を、20款 繰越金については、平成30年度決算に伴う本年度への繰越金の追加補正を、さらに22款 町債については、歳出で申しあげました公立保育所の送迎バス、鞍手中学校のスクールバスの購入費及び町民グラウンド防球ネット工事費に対する財源として過疎対策事業債の追加を行っております。

そしてこれらの要因により、今回の補正第3号におきまして余剰財源につきましては、歳入側で財政調整基金からの繰入金を7,929万1千円減額することで、補正要因を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億906万5千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ80億6,510万円としております。

次に、日程第11 議案第52号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金に係る繰入金を減額し、繰越金、基金積立金、諸支出金を追加するもので、これらの増減に伴い県支出金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1億893万円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億5,359万2千円としております。

次に、日程第12 議案第53号は、令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成30年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び令和元年度後期高齢者保険料の本算定に伴う現年度保険料並びに前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ85万7千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億7,293万9千円としております。

次に、日程第13 議案第54号は、令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、人件費、前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ233万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億3,857万円としております。

以上が、日程第10 議案第51号から日程第13 議案第54号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第55号から日程第22 議案第63号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第14 議案第55号から日程第22 議案第63号までの9件につきましては、平成30年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第55号は、平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 74億8,355万1,804円

歳出総額 73億4,455万7,844円

差引額 1億3,899万3,960円となっており、この差引額から翌年度へ繰越すべき財源7,966万1千円を差し引いた実質収支額は、5,933万2,960円となっております。

次に、日程第15 議案第56号は、平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 19億6,133万7,944円

歳出総額 18億7,685万220円

差引額と実質収支額は、8,448万7,724円となっております。

次に、日程第16 議案第57号は、平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特

別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 7,994万8,397円、

歳出総額 7,994万8,397円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第17 議案第58号は、平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2億6,325万9,373円

歳出総額 2億6,176万8,614円

差引額と実質収支額は、149万759円となっております。

次に、日程第18 議案第59号は、平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 52万3,280円、

歳出総額 52万3,280円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第19 議案第60号は、平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 8億5,042万4,758円、

歳出総額 8億3,976万7,718円、

差引額 1,065万7,040円となっております。

この差引額から翌年度へ繰越すべき財源1,026万円を差し引いた実質収支額は、39万7,040円となっております。

次に、日程第20 議案第61号は、平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 1,851万2,670円、

歳出総額 1,851万2,670円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第21 議案第62号は、平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2億2,117万2,339円

歳出総額 2億2,117万2,339円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第22 議案第63号は、平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、237万4,543円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、1億2,209万820円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきましては、当年度純損失は、298万1,069円となっております。

以上が、日程第14 議案第55号から日程第22 議案第63号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第64号及び日程第24 議案第65号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第23 議案第64号及び日程第24 議案第65号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第64号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本議案は、平成30年6月議会におきまして、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第4条第2項の規定に基づき、議決をいただいております平成30年度固定資産税の課税免除について、企業1社から課税免除措置を講じていた資産に関し、修正申告書が提出されましたので、平成30年度分の課税免除の額を変更するものであります。

次に、日程第24 議案第65号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和元年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第23 議案第64号及び日程第24 議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 5 議案第 6 6 号及び日程第 2 6 議案第 6 7 号の 2 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 2 5 議案第 6 6 号及び日程第 2 6 議案第 6 7 号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 5 議案第 6 6 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第 8 8 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第 8 8 工区は、8 月 1 9 日に 7 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額は、6, 7 7 7 万 3, 2 0 0 円、

工期は、契約の効力の発生の日から令和 2 年 2 月 2 8 日までとして、有泉・三新共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第 2 6 議案第 6 7 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第 8 9 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第 8 9 工区につきましても、8 月 1 9 日に 6 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額は、6, 8 9 5 万 6, 8 0 0 円、

工期は、契約の効力の発生の日から令和 2 年 2 月 2 8 日までとして、藤本・大輝共同企業体と契約を締結するものであります。

以上が、日程第 2 5 議案第 6 6 号及び日程第 2 6 議案第 6 7 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 7 議案第 6 8 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 2 7 議案第 6 8 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 7 議案第 6 8 号は、鞍手町道路線の変更であります。

認定路線 5 3 8 号 町道泉水線は、平成 2 6 年の泉水団地移設事業に伴い町道に認定致しました。今回の区域変更箇所につきましても当初から「宮若市外二町じん介処理施設組合」より土地の譲渡を受けて町道認定を行う予定でしたが、名義変更等に時間を要しており、本年 5 月 1 0 日に処理が完了しましたので、町道の終点を変更するものです。

なお、この変更に伴い、路線の一部が重複する、認定路線 2 4 5 号、町道蛇山線の終点も併せて区域変更するものです。

以上が、日程第 2 7 議案第 6 8 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第69号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第28 議案第69号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第69号は、民事調停の申立てであります。

長期にわたり家賃、浄化槽使用料を滞納している町営住宅入居者に対し、再々にわたり、督促・催告及び来庁要請をかけて町営住宅家賃及び浄化槽使用料の納付指導を行い、入居者と分納誓約も締結しましたが、誓約が履行されないことから、入居者と滞納家賃等について最終的な話し合いの場として民事調停を申立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上が、日程第28 議案第69号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時34分

令和元年鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号）						
令和元年9月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和元年9月9日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	令和元年9月9日 午後4時34分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務 席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会 計 課 長	櫻 井 順 子	出 欠
	教 育 長	栗 田 ゆ かり	出 欠	建 設 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	総 務 課 長	三 戸 公 則	出 欠	政 策 推 進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福 祉 人 権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税 務 住 民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	筒 井 英 和	出 欠	教 育 課 長	古 後 憲 浩	出 欠
	保 険 健 康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和元年第6回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
4番 宇田川 亮	<p>1. 町民プールについて</p> <p>(1)町民プールの現状とこれまでの経緯は。</p> <p>(2)廃止ではなく、新たに屋内プールを作る考えは。</p> <p>2. 自治区内の街灯維持管理について</p> <p>(1)自治会への加入率は。</p> <p>(2)加入率減少に伴い財政にも負担がかかるが、街灯の維持管理費を町が負担または非加入者から徴収する考えは。</p>	町 長 教育長 町 長
3番 田中 二三輝	<p>1. 就任1年が経過した町政運営について</p> <p>(1)先の所信表明において「しがらみのない町政の実現を目指す」と言っているが、具体的にはどのような町政か。</p> <p>(2)予算に関する「なるほど！納得！町の予算」や病院の移転については一定の評価をいたしますが、その他の内容については具体的に表現されてはいるが実現に向けての実感が伴わない。実現に向けてどのように進めていくのか。</p> <p>(3)町政を預かる者は「まず、人たれ」と考えるが、どのような志を持って町政に携わっているのか。</p>	町 長
11番 西藤 典子	<p>1. 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(1)10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化の概要。</p> <p>(2)現在の（無償化前の）保育料の概要と町独自の軽減策。</p> <p>(3)無償化の対象となる施設名と対象者数。</p> <p>(4)実施のための財源の内訳と合計金額。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア、令和元年度分</p> <p style="padding-left: 20px;">イ、令和2年度以降の見込額</p> <p>(5)実施前と実施後との町財政支出の比較。</p> <p>(6)実費徴収となる給食費の徴収上の問題点。</p> <p>2. 高すぎる国保税の引き下げについて</p> <p>(1)国保税はなぜ高いのか。</p> <p>(2)子どもの均等割の減免の必要性。</p>	町 長 町 長
2番 野口 美恵子	<p>1. 引きこもり対策について</p> <p>(1)町内にいる引きこもりの人の数を把握しているか。</p> <p>(2)引きこもりについての相談窓口があるか。</p>	町 長

<p>10番 許斐 英幸</p>	<p>1. 副町長について (1) これまで副町長が不在であった理由。 (2) 副町長候補者をいつ議会に提案するのか。</p> <p>2. 商工業施策について (1) 町内商工業の振興発展の施策をどう考えているのか。(以前から策定されている鞍手町の総合計画やマスタープラン以外の取組)</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>13番 須山 由紀生</p>	<p>1. 町立保育所統合について (1) 統合の目的は。 (2) 統合後のメリット・デメリットは。 (3) 閉所時の定数と在籍数は。 (4) 保育士及び関係職員の閉所後の処遇は。 (5) 閉所後の町の負担分は。 (6) 現在の待機児童は。その理由は。</p> <p>2. 幼児教育、保育の無償化について (1) 保護者の周知は。 (2) 給食費の有料化について。 (3) 給食費の無料化または補助は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>9番 栗田 美和</p>	<p>1. 町内のため池管理について (1) 町内にはため池は何か所あるのか。 (2) その所有者はどうなっているのか。 (3) 管理はどうかされているのか。 (4) 管理費用はどのようになっているのか。</p> <p>2. ヒメボタル対策について (1) 剣岳周辺のヒメボタルを今後、行政としてどのように関わっていくのか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

令和元年9月9日（第2日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

会議に際しましてお知らせします。

本日は西川小学校より、6年生による模擬議会の授業の一環として議会の傍聴を許可していただきますのでお伝えしておきます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

質問に先立ちまして、今日は小学生の児童の皆さんが来られていますので、質問、答弁とできるだけ分かりやすい言葉で行っていただければというふうに思っています。

それでは質問に入ります。

通告に従いまして2点について質問をいたします。

まず1点目は町民プールについてです。先の8月26日に行われました臨時議会において、町長は文化、体育総合施設内北側用地に庁舎を建設することを決心したと明言されました。その提案説明の際、老朽化による漏水により町民プールを廃止する予定であるとも言われました。

今年の夏休みも子ども達が楽しく遊んでいた町内唯一の町民プールの廃止を発表する、しかも町民や議会にも何の前触れもなく庁舎建設に伴う補正予算の提案理由の1つにするというのは大変遺憾に思います。

そこでお尋ねいたしますが、町民プールの現状とこれまで解放されてきた町内のプールの経過について答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

まず、町民総合プールの現状についてお答えいたします。

令和元年度の利用者は4,378人です。町内2,706人、町外1,672人。町内の子どもは2,194人です。

利用者の傾向は、昨年に比べ8月17日以降、極端に人数が減っております。また8月11日以降の1日の利用者は50人以下となっております。特に8月27日と28日は利用者なしという状況でありました。

次に、これまでの経緯についてお答えいたします。

町民プール、いわゆる総合プールにつきましては、昭和61年の7月から開設し今年で33年が経過しております。

当初は25mの競泳プールと幼児、児童用の遊泳プールがありましたが、競泳プールが配管の漏水のため修繕に多額な費用が掛かるため平成20年より中止し、現在は幼児、児童用の遊泳プールのみを開設しております。

昨年の平成30年7月19日に遊泳プールの水槽内の水が満水状態にならないということが分かりまして、配管の漏水の可能性があるため業者に対しまして利便性を考慮いたし、7月20日の開場日を急遽閉場いたしました。同日7月20日プールの水槽内の側部の水を随時補充することで水槽内の水が満水に近い状態に保たれることが確認されましたので、翌日の7月21日より開場いたしました。

遊泳プールの閉場後、遊泳プールの状況を確認し修繕のための費用を積算いたしましたところ、漏水箇所の調査に1,104万9千円、老朽化したプールの水槽面の床や壁の補修、プールサイド滑り台の補修や改修に1,829万3千円が掛かることが分かりました。合計で3,000万円の費用が掛かります。

平成30年11月に行った町の主要事業の検討協議で、遊泳プールについて協議を行いました結論は出ませんでした。町長の判断により平成31年、令和元年度につきましては開場するとの方向性が出されました。令和元年6月遊泳プールについて町長と協議を行った結果、今後利用者が安全に利用していただくためには補修や老朽化による修繕、改修の費用が3,000万円以上掛かることや、今後も夏の猛暑が続くことで利用者が年々減少して行くことが予想されることから、遊泳プールを廃止する方向で検討することとなりました。

社会教育委員会で総合プールの廃止に向けて現状について説明したところ、プールの廃止についてはやむを得ないだろうというご意見をいただいております。今後、教育委員会でプールの廃止について審議し、最終的には町長のご判断をいただくこととなっております。

なお、令和元年度の町民総合プールの開場につきましては、昨年と同様にプールの水槽内の不足分の水を随時補充し、水槽内が満水に近い状態に保たれるよう調整し開場いたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

昨年の11月に検討して、その時は結論出ず、町長が今年度の開場については6月に安全

面を配慮してやろうということを決めたというのは私も賛成ですが、しかしながらこれまで町内のプール、以前は、私が子どものころは浮洲にプールがありまして、浮洲プールまでバスで50円ぐらいだったと思いますが行っていました。

その後、サンダースイミング等、民間のスイミングクラブもありましたし、町内にプールがないということがなかったわけです。今回町民プールを廃止するとすれば学校のプールも夏休みに以前開放していた時期もありましたが、今はしていないというふうにも聞いていますし、その点について町内のプールの開放の現状等をもう一度お答えいただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

町内のプールの現状についてご説明いたします。

町内のプールは以前木月に町立の浮洲プールと、中山に民間のサンダースイミングがございました。その他、小中学校にプールがありました。また、現在では中央公民館横に総合プールがございます。

浮洲プールにつきましては、昭和47年、1972年より平成14年、2002年まで開設しておりました。

サンダースイミングにつきましては、平成28年11月28日に営業を終了しております。

次に、小学校のプールの夏休みの開放状態についてですが、剣南小学校は平成8年12月に完成後、平成9年より使用しておりましたが、夏休みの開放につきましては、平成10年のみで、平成14年から17年までは水泳教室としてプールを利用しております。

剣北小学校は平成5年12月にプールが完成いたしまして、平成6年より平成17年まで夏休みの開放を行っております。

古月小学校は、平成8年に完成し、その後平成10年まで夏休みの開放を行っております。

新延小学校は、昭和63年9月に完成し、平成元年より平成17年まで夏休みの開放を行っております。

西川小学校は、平成6年12月にプールが完成し平成7年より平成17年まで夏休みの開放を行っております。

室木小学校につきましては、昭和61年10月に完成し、記録が少し無いのでありますが、少なくとも平成6年より平成17年までは夏休みの開放を行っております。

小学校4校の夏休みの開放につきましては、平成17年までとなっておりますが、これは平成17年秋に起きた小学校1年生女子児童殺人事件のことを考え、児童の安全確保のため平成18年度から夏休みのプールの開放を中止しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

小中学校のプールの開放自体も現在はできてない状況です。先程言いましたようにスイミングクラブも平成28年の11月に営業を終了、総合プールにつきましても25mプールも途中からなくなって、現在残っているのは幼児用のプールです。しかしながら今年度、先程聞きますと4,378人の利用者がいたと。8月17日以降は利用者も減ったというふうに言われましたが、しかしここで幼児用のプール自体も無くしてしまうということになれば、町民の皆さんはもう町内のプールに入れない、外に出て行って保護者の方が休みを取るか、休みの日に子ども達を町外のプールに連れて行くという形しか取れないのです。

私の知り合いの子どもさんはまだ小学校2年生ですが、毎日町民プールに通っていました。今年も。それがなくなるというふうになれば、これは本当に子ども達にとっても相当なマイナスになると思います。

民間のスイミングクラブもなくなり、議会に対して、その時に健康増進のためにも温水プールを設置して欲しいという請願がありました。これも可決されております。当時議員でした岡崎町長もこの請願の紹介者になっており賛成されております。

こういう時だからこそ町民プールを廃止するというのではなくて、屋内プールを設置する、それに向けて早急に検討を始めると、そういう考えはありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

宇田川議員が言われますように私事ではありますが、私の娘達も子どもの頃は毎日のように町のプールに通っておりました。当時はまだ25mプールがある時代でしたけれども、やはり子ども達にとっては夏休みの楽しみの1つであったというふうに思っております。

それが25mプールもどこが漏水しているか分からないということと、プール自体が旧式でもありますので配管を調べるにしても外側をずっと掘って配管をむき出しにして調査をしないといけないということです。

今回の幼児用のプールにつきましてもどこが漏水しているか分からない中で調査をすれば1,100万円ほど掛かるということですし、またそれを補修、改修するにしても1,800万円程度掛かります。何れにしても3,000万円近くの費用を要するという事です。私自身昨年の11月の概算要求の際の中ではいろいろ協議はしましたが、突然プールを閉場するというのもやはり難しいということでもあり、今年についてはどういうことがあっても開場をしようということで決断をさせていただきました。

しかしながら先程も言いましたように、今後多額の費用が掛かることもあるということでもありますし、また社会教育委員の方にも議論をしていただきましたら廃止もやむなしということでもあります。

そういったことから、町内の中で幼児用とはいえプールがなくなるということは非常に残念なことではあります。しかしながら先程も利用者の人数で言いますと、ここ4年間で、今年もプール使用が終わりましたので言いますと、町内の子どもさんの利用者につきましては、

この4年間で1,700人ほど減っています。

そしたまた天候の関係を言いますと、今日もそうですが35度以上になるというような気象状況もあります。むしろ35度以上になってプールで遊ぶと言うこと自体が熱中症の恐れもありますし、危険が伴うのではないかというようなこともあります。また、子どもさんについても、もちろんプールで遊ぶ子どもさんも多いと思いますが、夏休みも暑くなるとどうしても室内で遊ぶという傾向もあるやに聞いております。

そういったことから町としてプールの存続については教育委員会に最終的には、廃止については議論をしていただくこととなりますが、なかなか今後の開場については難しいのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

私も現在の幼児用プールの使用の仕方といいますかというのは聞きました。これだけ猛暑が続いて、気温も35度と猛暑日が続いたり、水温も35度になるという話も聞きました。ですから私が町長に聞いたのは、今こそ町民プールの廃止ではなくて屋内の温水プールを作るべきではないかと、それについて検討するべきではないかというふうに言っているわけです。それは民間のスイミングクラブを使用して来たお年寄りの方達の健康増進も含めてということですよ。だからそれが子ども達の楽しみにしていた幼児用のプールもなくなる、健康増進のためにプールが必要としている町民の方が使えなくなってもう2～3年経つということであれば、これは健康増進、そして子ども達のためにも町民プールを新たに屋内プールを設置するという検討を早急に始めるべきではないかというふうに思いますがもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年の12月に西藤議員の一般質問の中で、鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願の取扱いについて答弁したとおりですが、当時その質問の中で屋内プールの必要性については、その意義は認識しているというようにお答えはしていると思いますし、今もそういうふうに思っていますが、現在鞍手町には町が抱えている多額の費用を要する課題が多くあるということや、町は以前として厳しい財政状況であることでありますから、屋内プールの設置よりも先に解決していかなければならない問題があるというふうに認識をしております。従って、屋内プールにつきましては西藤議員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、私の将来の目標の1つとしてさせていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

町内のプールが全て使えなくなるということに対して、町長は危機感を持っていないと思います。

子ども達は夏休みに町民プールに通っていますが、一人でも行っている子ども達がたくさんいます。行ったら友達に会える、それが今は室内で遊ぶ傾向にあるから利用者が減っているからというような理由でただ廃止。で、いつになるか分からないプールを待っているという状況は、これは見逃してはいけないし大変大きな問題だと思います。

今、絆といいますか友達同士の関わりだとか、いろいろな文化やスポーツで子ども達の習い事だとか、なかなか休みの日に友達同士で会うということが本当に少なくなっている時期でもあります。そういった中で長い夏休み期間中に友達と会える、だから一人でも町民プールに行こうという子どもがいるのに、それをただ廃止するという答えだけでは済まされない問題だというふうに思うのです。

将来の目標といっても、これは本当に第1の目標にさせていただきたいというふうに思います。それも合わせて町民の方の健康増進も合わせて、幼児用プールだけでなく本当言ったら25mプール、競泳用のプールも小学生、中学生まで来れるプールは本当に必要ですよ。それが今度これまで幼児用のプールだけでも唯一残ったところを我慢して来たのに、それまで無くしたら、あなたたちはお家の中で遊びなさいよ、外に出たら危険ですよと言っているようなものではないですか。

ぜひ子ども達のよりどころでもある町民プールを存続というよりも、早く危険性の少ない屋内プールを設置していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁させていただきましたように、プールについてはその必要性も認識しておりますし意義についても承知をしております。ただ、先程も言いましたように、町の財源等も厳しい状況の中でまずは先に手を付けて行かないといけない大きな課題もあります。

そういったこととのバランスを考えながら検討していく必要があると思いますので、これは検討課題の1つとしてさせていただきます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

検討課題というのは今までとあまり変わらないということでしょう。町長にとっての考え方として意義は分かっているが、今までも意義は分かっていたし、しかし将来の目標ということで検討して行きたいというふうに先程答弁されて、今も検討しますということですから、とすればあまり変わらないのではないですか。

もちろんいろいろな施設なり、施策なりを進めて行かないといけない町長の立場は分かります。しかし町民、子ども達にとってもプール第1、プールを設置して欲しいという要求、

あるかなしかのことで言えば第一義的なものになると思います。その辺をよく考えてやっていただきたい。

もう一つ、臨時会の時の提案理由でいきなり町民プール廃止の予定であります。もうそれは決定だったのですか。予定でありますで、庁舎を建設するときのそのスペースに入れますと。そのための補正予算でもあったわけですよ。どういう検討をされたのか、先程の1, 100万円掛かった、1, 800万円掛かりますよという話も私は初めて聞いた話です。

老朽化している部分は知っていました。ですが、その辺はきちんと丁寧に議会の方にも説明をまずしていただきたかった、庁舎の建設の提案理由の1つとしてぽんと出て来たものだから私はちょっと疑問に思ったわけです。こんな大事なことを町民プールを存続、廃止する、又は温水プール、屋内プールを作る、作らないということは前面に出して議論するべきものだと思いますが、庁舎建設の中で廃止します、予定とは言っていました、それはどういうことなのかなと思います。こんなに大事なことをぽっと出すというのが私はちょっと理解できなかったのですが、どういうつもりでああいう説明になったのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の答弁でもありますように昨年の11月の時期から、これは課題として上がっていましたし、予算上どういうふうにしていこうかということから、町民プールについては検討していました。そして最終的には多額の費用を要するということから社会教育委員会の方でも検討いただいていたし、そういったことで最終的にはプールを廃止の方向で検討することになっていました。そういったのがあった上で庁舎の建設に対する、そこも含めて一連のゾーンとして検討することも考えていいのではないかなというようなことから、先日の臨時会での予算の計上ということになりました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

幼児用プールについては現在、今年もそうでしたが水の補充で何とか繋いできました。来年はそれだけでは駄目なんですか。存続というのはできないのですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

来年につきましても今年同様で水を補充すれば運営はできます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ幼児用プールをちょっと繋ぎでも水を補充しながらだったら使えるというのであれば、

そこを存続しながら次の温水プール、または屋内プールに繋げていただきたい、これを要望して次の質問に移りたいと思います。

次に、自治区内の外灯維持管理についてお尋ねいたします。

いま人口減少だけではなくて、自治会の加入率が減って来ています。まずは加入率の現況と推移についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず現状をお答えいたします。

本年度4月1日現在で総世帯数7,506世帯に対しまして組加入世帯数が5,005世帯となっており、加入率は66.68%でございます。

過去5年遡りまして平成27年度の加入率は70.27、平成28年度が69.23、平成29年度が70.62、平成30年度が69.42%となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

推移については若干増減はあるみたいですが、何れにしても人口も減って来ていますし加入者数で言えばおそらく減って来ているのだろうというふうに思います。加入者の減少に伴って各自治会の財政にも負担がかかってきている状況です。今後も増えるというよりも段々減って来るのではないかとというふうにも思っております。

そういった中で自治区内の外灯維持管理については、40数自治会がありますが、多くの自治会の加入者だけが負担しているというところが多い状況だと思います。今、未加入者からも維持管理を徴収している自治会もあるというふうにも聞いています。しかしそれでも100%未加入者から全部いただいている、徴収している状況ではないのではないかとというふうに思うわけです。払う人もあれば私は払いませんという人も居られるのではないかと思います。

自主防災の面でも地域の絆が非常にいま重要な時です。ご近所同士でもめる原因にもなりかねません。

町自身が負担するか、若しくは未加入者から町が徴収して行く、そういうこともちょっと考えていかないといけないのではないかとというふうに思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今のご質問についても総務課長の方から答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、ご質問は外灯というふうにいただいておりますが、町では、設置は防犯灯という形になっております。防犯灯で答弁させていただきます。

現在町内にある防犯灯につきましては、町が管理するものと自治会が管理するものとに別れます。この内、町が管理する防犯灯につきましては、主に通勤通学や区と区の繋ぎ目の区間に設置されているものが約1,000基ございます。これに対しまして自治会が管理する防犯灯は町全体で約1,900基ございまして、それぞれの自治会が独自に設置されているものとなっております。

町といたしましては、防犯対策と自治会の負担軽減を目的に防犯灯の設置及びLED化への交換や修繕に係る費用に対しましては補助金を交付しているところでございますが、それ以外の維持管理費用につきましては、それに対する町の負担につきましては、今のところ実施する予定はございません。

また、自治会非加入者から維持管理費等を徴収されている区もございしますが、対象となります防犯灯が各自治会の保有する財産ということになりますので、そこにつきましては、町が介入すべきではない、それぞれの自治会で解決いただくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

だから、それでは加入している人、していない人での矛盾というか、整合性が取れないというか、そういうことになって来るわけですよ。自治会内に住んでいるけれども他の自治会に加入している方も居られますし、だけど防犯灯としては、ここでは外灯と書いていますが防犯灯という意味で言えば、町民の安全に対して貢献している明かりなわけですよ。そしたらその自治会の財産とはいえ、その維持管理が自治会の加入者数が段々減っていったらその維持管理さえもできない、電気代だけではない、壊れたら替えないといけないのです。今LEDも10年が寿命というふうに言われていますが、大体そういう寿命が今来ているところですよ。

それを少なくなった自治会の人数の中での財政がなかなか厳しいような状況で、これからその自治会だけで維持管理するというのもどうなのかな、もちろん町としては加入率を上げるためのチラシを作ったりだとかということはやっていますが、自治会加入してもらうことが一番ですが、なかなか役員ができないからやめますという方、何もお役に立てませんからやめますという方も沢山おられます。そういった中で外灯の維持管理を今後どうするのかというのとも考えていかないといけないというふうに思うのですが、町長もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これについては、今回の質問としては防犯灯ということのテーマとしての質問ですが、これは取りも直さず地域コミュニティであったり、また自治会をどのようにして行くかというようなことに最終的には行き着くのかなというふうに思っております。今地域のコミュニティが段々と崩れかけている中で、自治会の組織率が下がっている中で今回の質問としては防犯灯の維持、またそれに対する費用をどうするかということになるのだろうと思います。

基本的には、自治会というものは独自性を担保しているものでもありますし、自治会の中で自治会の問題については解決して欲しいということが基本的にはあると思います。しかしながら自治会と、又は行政とか協力しあいながら取り組む問題もありますし、行政として取り組む問題もあります。いろいろな場合に応じて役割分担、区別をしながらして行くことということも重要であるかなというふうには思っています。

何れにしても、これは鞍手町全体で考えるべきテーマでもあります。従って、先程言いましたように独自性を担保するという意味からすればなかなか区の財産である防犯灯についての費用負担まで行政が負うということはなかなか難しい状況かなというふうには思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

自治会で解決と、自治会に加入している方だけで話し合わないといけないのです。自治会に入っていない方をどう巻き込むか、それも自治会で解決しろというのですか。自治会に入っていない人は自治会ではないのです。そこをどうするかです。その人が、言い方が悪いかも知れませんが明かりの恩恵を受けている、恩恵を受けているのに何も負担をしない、ここをどうするか、そこを又自治会の中で解決と言いますが自治会の中で維持管理費をいくらかでも下さいよと、くれる人、くれない人がたくさんあって、いろいろありましてそこでいざこざが起きる可能性は大です。そこを今後考えていかないといけない。

自主防災だってそうではないですか、自主防災は町が指定する自治会内を担保しているはずですが、ただ今全区に自主防災組織があります。ありますが、それは自治会内だけの防災組織じゃないですか、それ以外の人、自治会に入っていない人の災害知識、ちょっと飛びまして申し訳ないのですが、そういうことも考えないといけない。今回は防犯灯に限って質問していますが、まずは財政負担が今後厳しくなっていく上で明かりも担保できないような形になれば、町はそこでようやく腰を上げるのでしょうか、上げないのでしょうか。

あと、財政が少なくなると、もう自治会で解決して下さいよと言うのか、どうなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように各自治会では様々なケースがあつて、いま言われたように自治会には入っていないけれどもそこで防犯灯の料金については徴収している区もあるというふうに聞いていますし、また、入っていないけれどもそこは自治会で負担をしているところもあるように聞いています。また、入っていない人のところの防犯灯については休止をするというようなこともあるやに聞いています。そういったことから宇田川議員ではそれは安全安心の面からもどうなのかというような質問だろうというふうに思っております。

その地域は地域の問題として、自治会といえどももちろん自治会に入っている方達の事を指すわけですが、地域として捉えるならば、以前入っていた人、又は新しく入って来たけれどもそこに地域としては自治会の区域になる人、様々な場面があるとは思いますが先程も言いましたように、これは突き詰めていくとその地域のコミュニティをどう作って行くかというようなことにも最終的にはなっていくというふうに思っています。その事につきましては、私自身も非常に今後の鞍手町の大きな課題であるというふうな認識は持っています。

ただ防犯灯の維持管理費用につきましては、今のところ町としてはなかなかそこまで費用を負担するという事は難しいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。なかなか答えにくい部分とは思いますが、ただ最初に聞きました自治会の加入率全体で言えば今66%というふうに言われました。ということは町内の3分の1が自治会に入っていない、町内の3分の2の方だけで自治会内の防犯灯1,900を維持管理を行っているということです。

最後に、町長にちょっとお聞きしたいのですが、町長の個人的な見解でも結構ですが、非加入の方からその自治会がお金を維持管理費として月に何百円とか、年間何千円とかを頂くとする時にそれは強制できますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは強制できるかどうかということですが、これは私の個人的な考えとしては、やはり強制は難しいかなというふうに思います。

自治会に加入するのも任意でもありますし、またそういったことから付けている防犯灯についてもやはり強制的に徴収するというのは難しい問題かなと。後はやはり相互の繋がりの中でぜひとも防犯灯については料金をお支払いいただきたいというようなことで、非加入の方についてもお願いをしていくというようなことにしなければならないだろうというふうに思います。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

次に、3番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長に就任され1年を経過いたしました。今日は本年3月に述べられた所信表明について進捗状況や実現に向けた今後の取り組みといったことに関しまして、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、一般質問を行うに当たり所信表明等を再度読み返しをさせていただき、その内容は就任当初における町長の素直な気持ちや町政に対する今後の取り組み等が具体的に示されているというふうに取り扱っております。

しかしながら、抽象的な発言もあっております。特に「しがらみのない町政の実現を目指す」このような発言が行われておられますが、この意味合いにつきましても非常に深いものがあるというふうに思います。

そもそもこの「しがらみ」といったものにつきましても、水の流れをせき止めるがために、川の中に杭を打ち並べて、それに木の枝や竹などを横に通し水の流れを調整する、従って「引き留めるもの、まとわりつくもの、又は邪魔をするもの、関係を断つのが難しいもの」そういった意味合いがあるというふうに私は理解をしています。

この「しがらみ」のない町政を目指すというふうなことでありますが、町政全体に「しがらみ」があるのか、また更に議会に関してもこの「しがらみ」があるのかというふうにも受け止められます。

現実には、町政全体に対してこの「しがらみ」は私はないと、もちろん議会もそういうものはないというふうに理解をしております。従って、町長の目指すこの「しがらみ」のない町政といったことを我々はどのように理解したらいいのかということでも今回この件につきまして具体的にどのような町政を目指されているのかお伺いしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員もご存じだと思いますが、日本国憲法第15条の2に全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとの条文があります。公務員について規定をされているわけですが、当然のことながら地方公務員常勤特別職である私も含めて地方公務員である職員は、一部の人や企業に対して偏らない公平公正な町政を進めて行くということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

要するに公僕の意義に従って町政に携わるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのとおりです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

公僕の精神を中心にしてやって行かれるということで、この「しがらみ」のない町政という表現をそのようにしたというふうに理解をしておきます。

この所信表明の中で、特に先の新聞紙上等で紹介された予算に関する「わかりやすい資料」、正式には「なるほど！納得！町の予算」というのですか、アニメ化された資料を作られておられますし、くらで病院の移転等につきましては、そのスピード感に関して一定の評価をさせていただきます。

喫緊の課題として総合福祉センターの閉鎖、売却、これに関しましてもいち早く方向性を示されました。しかしながら庁舎の移転に関しては本年8月の臨時会において現計画にある移転予定地に建設することに1年もの時間を費やして決心をされました。

庁舎建設検討委員会には議会を代表して当職もその委員会の方針に深い関わりを持っております。しかしながら今回の決心に1年もの時間を費やして来られましたけれども、その決心に対し非常に安堵感をもっております。

そこで、臨時会の中で町長は、行政と議会が協議をしながら今後進めて行くということも言われました。当然その件についてはしっかりと私も積極的に取り組んで行かせていただきますし、今後新庁舎建設に向けては職員とともにしっかりとより良い内容の充実した協議を重ねていただきたいというふうに思っております。

さて、町長は所信では喫緊の課題以外に7つ、喫緊の課題を含めたら8つの項目を取り上げておられます。その内容につきましては非常に具体的に示されておられます。

しかしながら、現時点での取り組み、今後の方向性、残る3年間で実現をさせるためには、この項目についてはかなりのボリュームがあるのではないかなというふうに議員として危惧するとか、心配をしております。従って、町長のリーダーシップや課題解決の手腕、もしくは課題達成に向けた手腕、こういうものに期待をしているところでございますが、今後この7つの項目達成に向けてどのような方針、方策等を持っておられるのか、一つ一つ答えていただかなくて結構ですから全体的な考え方、進め方、町長が持っておられる方向性等々がありましたらお答えをいただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算に関する分かりやすい資料として「なるほど！納得！町の予算」の冊子や、病院の移転については評価をしていただいているということで感謝をいたします。

また、その他の内容については実現に向けて時間が伴わないがどう進めて行くかというご質問ですが、他の内容の多くは機構や組織を見直す必要があるものであったり、大きな予算を伴うためかなりの準備が必要であったり、また、住民の皆さんの合意形成を必要とするものであるものなど、かなりの時間を要するものとなっております。

現在それぞれの内容につきましては職員と協議をし、一丸となって全力で取り組んでいく所存であります。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

現時点での状況、今後それらの実現に向けての予算の確保の方向性、その方針、いろいろ難しい問題があるから現段階ではなかなか目に見えた進捗が出ていないのだと。しかしながら着実に進めていくおつもりがあるというふうに理解をさせていただきます。それらを実現させて行くために委員会を立ち上げて見たり、担当される職員の方々とプロジェクトチームを作ってみたりといったような方向性や方策等々も考えられます。そういった考えをお持ちなのかどうかもう一度お答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のとおり、今そういった本部機構であったり、プロジェクトチームであったり、そういった組織編成をしながら今ある課題について取り組んで行っている状況です。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

今後残る3年間において全力投球をされることだと思います。そこでトップダウンでなくてできればボトムアップで職員の意見をしっかりと聞きながらより良いものを作って行くといったことを心掛けていただきたいということで、そのことについては町長も議員時代を過ごされていますので当然ご理解していただいているものというふうに受け止めております。

最後の質問に入りますが、その前に町長就任後1年が経過しました。町長になられてこの1年間、町長になる前からでもけっこうですが、何か心境の変化といったものがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

通告書にない質問ですのでなかなか答えにくいものでもありますし、中身についても私の心境の変化ということで、これもなかなか答えにくいところがあります。

しかし、私ながら基本となっているところは変わりませんが環境が大きく変わりました。私は議員として約20年間を過ごして来ましたが、また今回、今度は立場が変わりまして町長として1年間をいま過ごしてきています。この立場の違いというのは非常に大きなものがあります。

そういったことから基本となるところは変わりませんが、言うなれば環境の変化によって多少感じ方が変わったり、発言の内容も少し変わることが当然あるでしょう。そういったこともあるということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

非常に答えづらい質問だったと思います。ありがとうございました。

通告にない内容でございましたので、内容等々について難しかったのだろうなと思います。が答えをいただきました。

町政に携わる者は、皆が等しく「まず、人たれ」という考えがあります。私もそのように感じております。

これは地域のため、住民のために考えて行動をする、そういった人間力向上に努め努力すべきであると、志を立てることによって達成すべき目的、又は目標ができ、それらを達成するために努力して行くといった人間力向上に向けた教訓として受け止めておりますが、人間力向上に向けた努力に関し、町長も努力をされていると思います。

さらに、今この鞍手町の町政を担われている訳でございますので、町長ご自身の持たれているこの町に対する志、若しくはビジョンと言った方が分かりやすいと思いますが、どういった思いで今町長として町政に携わっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

通告書の中にありました、「まず、人間たれ」というような言葉から始まっているわけですが、なかなかこの言葉の意味が理解しづらいところもありまして、私としての受け止め方とは若干違っておりましたが人間力と言うことからすれば、私にどれだけの人間力が備わっているかどうかは私自身は分かりません。ただ、僭越ながら言わせていただければ、平成11年に初めて議員として当選をさせていただいて5期20年過ごすことができました。

そしてまた、昨年の町長選挙におきましても住民の皆さんからのご支持によって今この場に立たせて答弁をさせていただいております。そういったことから、町民の方の多くがご支持をいただいたということから、私にとって人間力があるかどうかは分かりませんが、評価をいただいているということで、僭越ではありますが認識をさせていただきます。

そしてまた私の志ということは先程も言いましたように平成11年の町会議員の選挙の際にある私の娘の一言から決意をし、そして立候補したわけですが、その時の思いが今も私の

志の原点になっております。それは私の娘にしてもそうですが、鞍手町に住んでいる方達、この人達はやはり鞍手町が故郷であるという思いは誰も変わらないでしょう。その故郷である鞍手町が段々さびれていく時期でした。人口も減りだした時期でした。

そういった鞍手町を何とかしたいという思いから私は本当に短い期間の中で立候補させていただき、当時奇跡ではないかと言われるぐらいに当選をさせていただいたわけですが、それから約20年議員をさせていただきましたし、今こうやって先程も言いましたように、町長をさせていただいております。

その一番の志としてはやはり先程も言いました鞍手町を寂しい町にはしたくないというふうに思っております。そして、町民の誰もが自信と誇りを持って鞍手町を自慢できる町にしたいというふうに思っております。そして、鞍手町は小さい町ですが、住んでいる人達がみんな心を豊かに、幸せを感じながら暮らしていけるような町にして行きたいと、これは私の決意でもありますし私の志でもあります。これは私が先程言いました平成11年の時から1つも変わっていない思いでもあります。これを私の志というふうに、私の原点でもありますので答弁とさせていただきます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

只今の町長のご答弁は所信表明の中でしっかりと謳われています。

要するに整理すれば地域のため、町のために人々の求める故郷を守って行くのだといったことだと受け止めておきたいと思えますし、町長も我々議員もたった数名の身近な者達のためではなくて鞍手町のために努力する、地域住民のために全体を見ながらその必要なものを活動の一部としてやっていく、そして形にしていく、そういったことが第1の原点であるというふうに受け止めさせていただきます。

古事記の中で1つ紹介をしておきますが、「聖帝の世」と言われた、これは「ひじりのみかどのよ」と言いますが、「仁徳天皇」は夕げの支度をする時に人々の家から煙が出ていない、なぜだろう、食物がない、食べ物がない、だから夕げの支度ができない、そうであれば3年間税を取らずにそういった家々から煙が出るまで税をとらないでやっぺいこう、とるのを止めよう。そして自分が住んでいる屋敷の修理もしないで、雨漏りがしているところからしていないところに移りながら3年間の生活を国民と共に、国民が豊かになるためにやったというふうなことが紹介されております。

これはどういうことかということ自分が思っていないこと、自分が思っていることと違うことと対面したときにより良いものを決断を即決しなければいけない、そういったこともあり得るのですよということの教訓だというふうに読み取っています。

もちろん書物ですから読まれる方それぞれが受け止め方が違うというふうに思います。しかし、自分の気持ちと違うことが起こっていたとしてもそれは地域のため、住民のためにとって最も大切なことである、必要なことであるといったものに遭遇した時に、そういったも

のを即断しなければいけない。そういったこともあり得るのだということも考えておかなければならない。志とは違うことが起こる可能性もあるといったこともあるのではないかなと思います。そういったことをアドバイスするというのは非常に年下の私が言うのも何ですが、そのようなことを少しご理解いただきますようお願いしたいと思います。

最後になりますが、町長は議員時代から手続きやルール、これについて非常に感心を持って活動をされていたというふうに出て止めています。そして、議会においても当時議員として町長が発言されているその言葉の節々にそういったルールや手続きが重要なんだといったことが垣間見られましたし私自身も関心を持って聞いておりました。このことについては町長に就任された今も変わらずに貫いておられると思っております。

この1年、高齢や政治倫理を遵守した姿勢を貫いているのだと、そして先程言われました憲法に謳われている公僕の本質に従って活動をしておられるのだといったことを胸を張って言えるというふうに思いますが、町長の今のそういったことが胸を張って言えるのかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

胸を張って言えるかというようなご質問ですが、もちろん胸を張って言えます。そしてまた今後も胸を張って町政に携わって行きたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

法令や政治倫理を遵守した姿勢で鞍手町の将来のために、これから先もしっかりと胸を張って携わって行くというふうなことで非常に安心をいたしました。

いろいろ立場は違いますが、意見がぶつかる時はしっかりと議論を重ね、協力できるところはしっかりと協力しながら、共にこのふるさと鞍手町のために活動を続けたいと私はそのように思っておりますし、町長もそのように努力をしていただきたいということを申し添えまして一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 14時08分

再開 14時28分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

はじめに10月1日から始まる幼児教育保育の無償化について、これはどういう内容のものかその概要をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

幼児教育10月1日から始まる幼児教育保育の無償化の概要につきましてお答えさせていただきます。

本年10月からの幼児教育保育の無償化の概要といたしましては、保育園、幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育、企業主導型保育の3歳児から5歳児に対する利用料を無償化するものでございます。なお、0歳児から2歳児については住民税非課税世帯であれば無償化されます。これに加えて、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料についても先に述べた年齢要件等に加えて保育の必要性が認められた児童について認可保育士における保育料の全国平均額を上限といたしまして無償化されるものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今回の無償化につきましては、今いろいろお聞きしましたが様々な課題、問題点があるということを実感しております。例えば、先程おっしゃいました企業主導型保育事業所、あるいは認可外の保育施設、こういったものにも補助金が出るという制度でございますが、また無償化と言いますが、先程おっしゃいましたように0歳児から2歳児までは無償化ではありません。住民税非課税世帯の0歳児から2歳児だけが対象であります。

今まで徴収されなかった副食費、これが新たに徴収されるようになっております。こういった様々な問題点、課題がある、それが今回の制度ではないかと思っております。

次に質問に移りますが、この幼児教育、保育の無償化は何か消費税を国民に飲ませるための口実のような感じがいたします。首相の号令の元、突如打ち出されたという印象が強いわけでありまして。このような幼児教育、保育の無償化がこれから実施されるわけですが、鞍手町には永年検討を重ね、町の実情を踏まえた町独自の経営策を含むところの保育料の制度が

あると思いますが、どのような内容だったのでしょうか、これは行っていると思いますが、現在の町の保育料の制度について、その概要をお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず現在の保育料の概要についてお答えいたします。

現在の国が定める利用者負担額、いわゆる保育料は教育認定については5段階、保育認定については8段階に分かれており、世帯の市町村民税所得割が大きくなるほど負担が重くなる仕組みです。これに加えて多子軽減策が講じられており、第1子は基準額の全額を、第2子は半額を負担、第3子は無償となっています。

幼児教育、保育の無償化については平成26年度から段階的に実施されており、本年10月の対象拡充により完全実施され、平成30年度の段階で教育認定、保育認定、共に市町村民税非課税世帯の第2子からは既に無償化をされているところでございます。

次に、町独自の軽減策についてお答えいたします。

鞍手町においては、この国が定める保育料から町独自に10%を減額した鞍手町の保育料を設定しています。なお、子ども子育て支援制度に移行していない私立幼稚園については、各私立幼稚園が保育料を設定しているものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

次の質問に移らせていただきます。そもそも無償化とは全ての子どもが質の高い幼児教育、保育を確実に受けられる機会を補償した上で実施すべきものと思っておりますが、先程も申しましたように突如打ち出されたという印象が強い内容の今回の制度でございまして、いったいこの制度によりまして無償化の対象となるのはどういう施設で、対象者数は何人であるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

無償化につきましては、対象の所在市町村ではなく対象児童の住所地の市町村が実施するものでございます。従って、他市町村に所在する施設であっても鞍手町の対象児童が利用すれば鞍手町が無償化を実施することとなりますが、ここでは主に鞍手町内にある対象施設と対象者数を回答させていただきます。

保育所では、町立の第1保育所、剣第1保育所、古月保育所、私立の鞍手あゆみ保育園、鞍手のぞみ保育園の4箇所があり、見込み対象者数は171名です。

幼稚園は町内に私立の鞍手幼稚園が1園あり、見込み対象者数は71名です。また町外の幼稚園は12園を見込んでおり、見込み対象者数は47名です。なお、認定こども園、地域型保育所は町内にはございません。

認可外保育施設につきましては、町内にキッズルームサンフラワーと中央ヤクルト販売鞍手センター保育所の2箇所、現在のところ対象者はおりません。

企業指導型保育事業所は現在町内にはございませんが、鞍手乳児院が近日中の開所を予定しています。

なお、企業主導型保育事業所は無償化の対象施設ではありますが、全額国の財源で運営されていることから、無償化に関しましても町の負担は生じません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

そういったことで無償化がいよいよ実施されるわけですが、現在分かっているこの制度実施のための財源の内訳と合計金額はどうなっておりますでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

令和元年度下半期の無償化による影響額は4,969万7千円で、財源といたしましては国庫負担金1,816万6千円、県負担金921万6千円です。

令和元年度の無償化による市町村の負担増につきましては、国が子ども子育て支援臨時交付金により手当てされることから、これが2,231万4千円となっています。このことから町単費の負担増はございません。

なお、令和2年度以降につきましては、現在のところ当初予算の見込み額を算定はしておりませんが、市町村の負担増については子ども子育て支援臨時交付金による財源手当がなくなり、変わって地方交付税交付金の基準財政需要額に全額が算入されることとなり、財源措置されるものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

無償化によってそのような説明がございましたけれども、実施前の予算と町財政の支出額、それと実施後の町財政支出額、その比較、どんな財源効果額が見込まれておりましたでしょうか。比較の金額を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

無償化による市町村の負担増部分については子ども子育て支援臨時交付金により手当されることから実質的な町の負担増はございません。その上でこれまで町単費で実施してきた国の定める保育料からの10%の減額部分についても公費が投入されることとなることから実質的には負担減となり、その効果額として令和元年度につきましては、792万1千円を見込んでおります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

令和2年度以降の見込額でございますが、どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

当初予算はまだ補正予算につきましては、令和元年度分で計算をさせていただいております。なお、令和2年度の当初予算につきましては、予算編成前でありますのでお答えすることはできませんが、先程申しましたとおり地方交付税の基準財政需用額に全額が算入されるという形でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

財政のことにつきましては、私も数字に弱い面がありましてよく理解できない面もありましたが、もう一つ、今までなかった食費、給食費の実費徴収行われるわけですが、この実費徴収となる給食費についての質問でございます。

まず、実費徴収となる給食費でございますが、免除の世帯もあることも聞きましたが、もう一度確認したいと思っておりますが、徴収対象世帯、そして徴収額、そして徴収方法はどのようなふうになっておりますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

これまで保育所の給食費につきましては、3歳以上児の食費を施設が徴収し、副食費は保育料の中に含めて市町村が徴収してまいりました。10月からの無償化により3歳児以上の保育料は無償化されますが、保育料に含めて徴収されてきた副食費は無償化の対象外とされております。このため、10月以降は主食費に加えて副食費も施設が徴収することとなります。また、副食費につきましては、年間360万円未満相当の世帯については徴収が免除さ

れて、公費で負担する措置が講じられていることとなっております。

このことから、施設による給食費の徴収上の問題点といたしましては、実費徴収額が高額になることにより滞納リスクが高まること、また、副食費の徴収免除措置により主食費のみ徴収する世帯と主食費とともに副食費を徴収する世帯が生じることの2点が上げられます。

この問題点につきましては、幼児教育、保育の無償化により保育料と給食費を合わせた実施的な負担額は全ての保護者が減額、又は現状維持となることについて保護者と施設に十分説明をすること、また、副食費の免除対象者の一覧を作成して施設に交付することなどが町に求められる仕組みであると考えております。

なお、幼稚園においても保育所と同様に補助事業を国が新たに創設したため、年収360万円未満相当世帯の児童について実質的に副食費を無償化することとしています。

補助の実施方法としましては、保護者はこれまでどおり主食費及び副食費を園に納め、その後補助対象者につきましては、償還払いが見込まれていることから補助事業実施前と実施後においても施設が主食費及び副食費を徴収することには変わりはありませんので、徴収上の問題が新たに生じるものではないかと考えております。

なお、お尋ねの金額の問題でございますが、町は主食費が9月までは600円でございます、これを1,000円にさせていただいております。また、副食費につきましては4,500円を徴収させていただくこととしています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今の答弁をいただきましたが、これは剣第1保育所とか、古月保育所とか、そういったところはそれだと思っておりますが、あゆみ保育園、のぞみ保育園というのはちょっと金額が違ったりしているのではないのでしょうか。そういうところの金額はどういうふうになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

町立保育所の副食費には公定価格で副食費相当分の金額である4,500円としております。私立保育所の副食費については私立保育所を運営するにあたって食材を独自に購入されており、その費用に応じてのぞみ、あゆみにつきましては5,000円と設定されているということを伺っております。これについては国からも認められているものでございます。そのため私立保育所や幼稚園等において施設毎に副食費の徴収金額が異なることはあり得る状況となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことになりますと徴収がかなり面倒というか、いろいろ紛らわしいというか、そういったことが起こりそうな感じがします。

町としては一覧表を作っているいろいろな徴収しなければいけない人、徴収なくていい人、免除対象者とか、そういったことで一覧表を出して徴収の手続きをされると思うのですが、なかなか徴収する側、そういった人件費の問題とか、それだけでなくも保育所というのは非常に多忙である、幼稚園もそうですが、そういう中で徴収の事務作業というのが非常には煩雑になって来る、そういったこともあるのではないかと思います。

また、徴収の中で金額が違ったり免除をされたりというようなことがいろいろありますから、それは子ども達の中に何となく伝わって、どうしてあの人は払わないで良いのだろうかとか、そういったようなことが起こりかねないような感じもちょっと心配するわけです。そういったことについてのきめ細かな現場の煩雑さ、そういったものもなるべくないようにする、そういう配慮を町としてもぜひ、子ども達の間にもいろいろなものが起こらない、疑念が起こらないような手立ても十分注意していただきたいなと思う次第でございますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

只今すぐには実施はできておりませんが、今現在検討している課題といたしましては西藤議員がおっしゃるとおりでございます。それに向けまして徴収を現在600円を保育士の方が徴収をしているものでございますが、これについては納付書を発行して納付することを現在検討しています。また、これに伴いまして口座振替も検討していこうとしているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひそういったきめ細かな配慮をしていただきまして、いろいろ問題もあるのですが、なるべくスムーズにこの制度が行われるようにしていただきたいと思っております。

先程財政効果といいますか、それを聞きましたら財政が少し町の負担が減と。792万1千円ですか、町財政の支出がマイナスになるということですね。これは後の須山議員の質問の中にも入っているのですが、そういったことであれば新たに徴収される、そしてまた360万円を上回る方については、今までよりもより新たな支出が生まれるというようなこともあるわけです。

従って、そういったところに何か補助をするというか、そういったことも考えていただけたらいいかなという気もしますが、先程から聞きましたら今回の保育の無料化ということは

いいのですが、給食費の補助ということが新たな徴収ですから考えていただけたらと思うのですが、このように園によっていろいろ違うとなるとなかなかそれも難しいかなと思っております。しかし、こういうふうにして国の方針、いろいろ問題はあるとは言え、によって財政が潤うといえますか、余裕ができるというのであればこれを何とか子ども達の幸せのために有効に活用していただけたらなと思っておりますのでございます。

次の質問に移ります。

6月議会でも取り上げましたが、高すぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

私もいろいろ考えはございますが、国保税はなぜこんなに高いのか町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

保険料は被保険者等に係る医療費を賄うために徴収されるもので、その医療費が増高してしまいますとどうしても保険料が上がってしまいます。そこで本町の国保と協会健保の1人あたりの医療費を比較してみますと、平成29年度実績で国保は37万1,927円、協会けんぽでは18万6,336円となっており、国保の医療費が2倍近く高くなっております。

国保の場合70歳以上の被保険者数は全体の22.3%を占め、1人あたりの医療費は54万7,923円で、70歳未満の被保険者1人あたりの医療費32万1,360円の1.7倍となっております。

一方、協会けんぽでは70歳以上の1人あたりの医療費は58万1,156円と国保よりは高くなっておりますが、70歳以上の加入者数は全体の2%程度でございます。従いまして、国保の医療費増高の一番の要因は医療費を要する高齢者の加入割合が高いということが考えられます。なお、医療費の負担割合につきましては、国保は2分の1を公費で、残りの2分の1を国保税で賄い、協会けんぽでは保険料2分の1ずつを事業主と被保険者とで負担、いわゆる労使折半を行っております。

これらのことから1人あたりの医療費が高い国保税の方が高くなっているというふうに考えられます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

いろいろ調べていただきましてお聞きしておりますが、また他に今の説明の中にもあった

ことですが、国保の場合は加入者の内容が随分違うわけですが、国保が高い要因の1つは加入者が違うということ。先日も調べていただいたのですが、鞍手町におきまして国保加入者の中の43.7%が無職の方、先程説明がありましたように74歳までの高齢者や失業者、年金生活者などが43.7%です。そして36%が非正規労働者などの被用者、そして残る20.3%が農林水産業を含む自営業の方々ということになっております。

更に算定方法の違いが大きいと思います。国保以外の医療保険は労使折半で保険料を分担し、所得に保険料率を掛けて算出した所得割しかないのです。それに対して国保は鞍手町の場合、所得割に各世帯に定額に係る平等割、それに世帯員の数に応じて係る均等割が加算されるわけです。均等割は法律で義務づけられていますために、年齢に拘わらず世帯の人数に応じて掛かる。子どもの数が多いほど国保税は引き上げられていくわけです。

鞍手町の場合子どもの均等割は一人2万8,600円ですが、子どもさんが2人、3人となると他の保険にはないこの均等割が上乘せされるということで非常に子育て支援に逆行しているという思いがございます。

3つ目に、調べてみましたら、国保が発足した当初は医療費の45%を国が負担していたのだそうです。これがそういうことであれば協会けんぽなどとの釣り合いが割ととれたと思うのですが、今では国の負担はわずかに20数%になっていると、こういったことがいろいろ重なって非常に高い国保税になっていると。先程もおっしゃったように協会けんぽの2倍ぐらいの国保の場合は国保税を納めなければいけないと、そういったことになっているのではないかと思います。

それで、私は国保税を何としても少しでも軽減するために子どもの均等割の減免が非常に必要ではないかと、そういう思いを持っております。

子どもの均等割の減免の必要性について町長はどのようにお考えでございますか。お伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

子どもの国保税均等割につきましては、全国知事会等がその軽減措置の導入を国に対して求めていることは承知をしております。現段階で国は子どもの均等割について具体的に訴状に載せるのかどうかまで詰めてはおらず、何らかの形で整理する必要があるという考えのようです。全国知事会の提言にもありますように、小さな自治体が独自に行うのではなく国による公費導入による構造問題の解決を行うことが必要であると思っております。

本町といたしましても国民健康保険に加入する子どもに掛かる均等割額の減免の考えについては平成30年12月議会での一般質問の際に答弁をしておりますとおり、均等割と平等割の軽減対象となる低所得者世帯に対しまして7割、5割、2割の国保税の軽減を実施しており、その子どもに対する均等割の軽減も当然ながら実施しております。

低所得世帯ではない一定の所得のある世帯の子どもに掛かる均等割はこれまで同様の負担

についてご理解をいただきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

私は減額の対象にならない方についての均等割の減免、これがぜひ必要ではないかという考えを持っています。と言いますのが農水省が発表しました2018年度のカロリー受給率、これが37%と市場最悪となったというニュースが流れておりました。食料自給率が過去最低になっている現在の状況ですが、こういう状況の中では国際的に何かあれば国民が飢えかねないという不安定な状況になっているのではないかと心配します。

鞍手町は幸い、広い農地と豊かな農産物、培われてきた優れた農産技術水準、これは受け継がれているわけですね。そういう農業生産の後継者、親の仕事をぜひ希望を持って受け継いで行きたいという若者達、その人達が結婚して子どもを育てて行く、そういう時の励みになると、そういう意味でぜひ無償化、それから農業だけではありません。やはり鞍手町に住み、鞍手町の発展のために力を尽くす商工業の自営者の方々、こういった方についても減額の対象にならない人達、その方達が後継者を育成して、更にはそういう事業者以外の外部からも豊かな農業の担い手として、あるいは商工業の自営業の担い手として外部からも若い人が入って来ていただける、そういう人達が幸せな思いで子育てをしていただける、そして鞍手町で活躍していただける、そういうためにこそ私は子どもの均等割、これを減額していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前段の部分の食料自給率が37%になったということも新聞等で報道されていまして承知をしております。そしてまた鞍手町の農業環境についても素晴らしいものがあるということも承知をしております。

ただ、何かが起こった時に飢えることになるのかどうかということにつきましては、なかなかそういう状況が起こるかどうかということもありますし、実際に飢えるような状況になるのかどうかということについては私自身は少し疑問に思うところはあります。

ただ、国保税につきまして子どもの均等割について無償化してはどうかというようなご質問については、保険は国民健康保険だけでなく他に協会けんぽがあり、また組合けんぽもあり、また共済もあるわけで、そこに国保けんぽの子どもさんに対して公費を投入するということについてはいろいろとご議論があるところではないかなというふうに思います。そういったことから考えて、今の時点で鞍手町がそれに取り組めるかどうかということについてはなかなか難しいところがあるかなというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

先程の無償化の問題ですが、幼児教育、保育の無償化の問題などで財政が潤う、余裕ができるというようなこともありました。

町長は国保税、他の健康保険の方との兼ね合いとおっしゃっていますが、これは国保の特に43.7%の無職の方なんです。この方々は協会けんぽとか組合けんぽの組合員であられた方がお年を召され、そして国保に入っているわけ、何か国保だけが別格というのか、国保の加入者に減免措置をするというのは何か国保だけ優遇しているという感覚は私は違うのではないかと思います。国保というのは受け皿になっているわけですから十分国保を優遇しても私はおかしくないと思います。

先程のような今回また財政のゆとりもありますし、そして何よりも食料の自給率というのは国保の人達の問題だけではないのです。鞍手町の、日本の将来の食糧の自給率というのは今日始めたからすぐできるというものではないわけですから、やはり長期的な展望に立って後継者を育てて、若い人を呼び集めて行かないといけないわけですから、町の将来の展望という見方でぜひ自営業の方々、鞍手で頑張ろうと思われる自営業の方々をこの鞍手に住んで良かったと、鞍手のために頑張りたいという思いをもって鞍手に根付いていただくための措置として私は子どもの均等割も減免の対象になっていない方にこそ、他にないのですから、自営業の方、子どもさんが多い方がいいのではないですか。たくさん子どもさんが生まれ、育てられて、みんなで農業なら農業、工業なら工業、商業なら商業で盛り立てていかれる、これが大きな発展の力になると思います。その時に一人増えたら、はい均等割、これはおかしいと思います。そういう観点からぜひ国保における子ども、特に18歳未満の子どもの均等割の減免ということを真剣に考えていただきたいな思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

農業に従事されている方、又商工業に従事されている方の支援については、農水省であったり経済産業省であったり、様々なところで支援をされているというふうにも思いますし、食糧の自給についても私はやはり大切なことであろうというふうに思います。

国保の子どもの均等割のところ支援をするかどうかということについてはなかなか結びつきが難しいかなというふうにも思いますし、先程幼児の保育園、幼稚園の無償化のことについて若干の町に対する負担減で余裕が出るというようなご指摘もありますし、実際そのようなことになろうかと思いますが、これについてはやはり保育事業の中で、まず今回統合することにつきましても待機児童を出さないということから統合を進めるということにもなっておりますので、まずはその財源については待機児童を出さないように、保育士等のことについても人員の配置を考えるだとか、そういったことについてまずは一時的には考えていきたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今、全国で少なくとも25の自治体が子どもの均等割の減免をしております。その中で岩手県の宮古市が所得制限なしの完全無料化しているわけです。その山本正徳市長がこうおっしゃっています。「協会健保と国保料を比べると、同じような収入であっても保険料の負担に格差、不公平感がある、その部分を市が負担し緩和するのが子どもの均等割の減免だ、自治体によって当然様々な子育て支援策があり、宮古ではこれを中途半端な形ではなく全額負担という形で子育て環境を作るということだ。全額減免を途中で止めるつもりはない、ただ長くやりたいわけではない、国の制度が変われば独自にやらなくてもいいわけだ。不公平感をなくす、公平感をもてるような形にしていく、宮古はその先駆けになるということだ。」そういったことをおっしゃっております。

他にも25の自治体、北海道の旭川市、岩手県の仙台市、福島県南相馬市は完全無料です。

白河市も完全無料です。新潟県の佐渡市、東京都の昭島市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、茨城県の取手市、埼玉県ふじみ野市、河野市、杉戸市、皆野町といいますか、小鹿野町、石川県加賀市、岐阜県下呂市、愛知県一宮市、大府市、田原市、兵庫県赤穂市、島根県浜田市、広島県福山市、こういったところが減免しております。

高校生世帯まで所得制限なしで第1子から減免している自治体が10くらいあります。ぜひこういうことを考えていただいて実施に踏み切る方向で検討していただきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

次に、2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

通告に従いまして質問をいたします。引きこもり対策についてです。

まず初めに、5月28日に川崎市で私立小学校のスクールバス通り魔殺傷事件が起こり、小学校6年生の女子児童1人と見送りに来ていた保護者が51歳の引きこもりの通り魔に後から不意に襲われ亡くなりました。

また6月1日には、元農林水産省事務次官が東京練馬区の自宅で44歳の引きこもりの長男に手をかけるという最悪の事態を招きました。加害者と妻は誰にも相談することなく自分達で問題を抱え込み、加害者が殺害するしかないと自分を追い込み最悪の事態を招きました。こうなる前に誰かに相談していればこのような最悪の事態を回避できたと思われれます。

この2つの事件の後、鞍手町の実態はどうかととても気になりました。全国では40歳から64歳、15歳から39歳は若年引きこもりと言いますが、合わせて約110万人の引きこもりの方がいらっしゃると思われれます。

日本の人口は約2015年の総務省の国勢調査で1億2,000万ですが、鞍手町の人口

に換算した場合に140人いると推測できます。私の周りにも引きこもりの成人の方が複数人いらっしゃいます。

それで1番の質問ですが、鞍手町に引きこもりの方が何人いらっしゃるか、もし把握できていれば教えていただけないでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

人数の把握については福祉人権課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

それではお答えいたします。

町内にいる引きこもりの人数を把握しているかというご質問でございます。

まず引きこもりの定義といたしまして様々な要因の結果といたしまして、社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上に亘って概ね家に留まり続けている状態を指す現象とされております。

この引きこもりの人数については、対象者把握をするために町では調査を行っておりませんが、平成30年度に健康増進係の保健師が対応した相談件数は3件でございます。

また、県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の健康増進課が引きこもりの対応部所となっておりますが、そこでの平成26年から30年度までの鞍手町からの相談件数は2件でございました。なお、同保健福祉環境事務所からは引きこもりの方の対象者把握は困難であるため把握できていないと回答を受けております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

義務教育の子どもですが、小中学校の子どもですが大きく捉えると不登校の子ども達も引きこもりになると思いますが、その義務教育の子どもの不登校の実態は分かると思いますので参考までにその人数を教えてくださいませんか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

義務教育における不登校の人数についてお答えいたします。

基本的には引きこもりと不登校の児童生徒については認識の違いがございます。不登校の子につきましては30日以上休んでいる、学校に来られない方につきましては不登校という定義がございます。今年度の数で言いますと、小学生の不登校の方はおりません。中学生については数名の方がいます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

義務教育の不登校の子どもの数は分かりましたが、なるべく中学生の数人の子が不登校にならずに学校に行けるよう希望したいと思います。

次に、2番目ですが相談窓口について、福岡市とか北九州市とか大きいところでは相談窓口がありますし、任意団体も活動されていますが鞍手町の状況はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

相談窓口についてお答えさせていただきます。

引きこもりの相談窓口といたしましては特に決まっておりませんが、総合福祉センターの保健棟や地域総括支援センター等において相談窓口として随時受付けております。また、社会福祉協議会が実施する心配事相談、法律相談などでも相談できるものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

引きこもり相談会というのは飯塚でも実施されていたことがありますが、そういう引きこもり相談会というのが鞍手町では計画はないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えさせていただきます。

鞍手町においては、県嘉穂鞍手保健環境事務所の健康増進課が相談部所となっておりまして、その引きこもり相談会が年5回されているものでございます。これは先程飯塚であっていただとおっしゃったものでございます。この情報につきましては今年の6月にチラシを全戸配付して住民周知を図っています。

個別に鞍手町で引きこもり相談会は行っておりませんが、これ以外にも随時窓口等で相談があった場合には健康増進係の保健士が相談を受け、対象者の状態に合わせて適切な支援を行うため県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所に繋げているものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

今の状況は分かりましたが、鞍手町独自ではないということですが、嘉穂鞍手保健福祉事

務所とか、主催のものは必ず広報紙等で周知徹底をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、10番 許斐英幸議員の質問を許可します。

許斐英幸君。

○10番 許斐 英幸君

初めに町長に副町長についてお尋ねしたいと思います。

岡崎町長におかれましては、日々町政を担う立場であることから忙しい毎日を過ごされていることと思います。

さて、この中で岡崎町長就任以来もう1年を過ぎました。懸案事項となっている副町長のポストが空席のままですが、この副町長不在について町長にお尋ねいたします。

理由はいろいろあると思いますが、私はこのまま副町長が不在のままでよいとは思っていません。なぜなら副町長は町長と職員を繋ぐパイプ役としての存在であると思います。多忙な町長の業務は当然のことながら鞍手町以外での公務もございませう。こうした町長不在時の職務代理として決裁代行や緊急時の対応などを行う役割が副町長という存在であります。

前町長時代から副町長が不在のまま続いています。現在の岡崎町長は前町長との状況は決定的に違います。つまり、いつまでも副町長が不在ということが続くこと自体が異常と言わざるを得ません。

総務課長は職務代行として対応を行っていますが、各課長は自身の課の対応に追われている訳でございますから、総務課長にはしっかりと総務課長としての職務に専念していただき、特別職である町長の職務代行者として役割を明確にすべきと思っております。

岡崎町長には私の質問に対して2点回答をお願いしたいと思います。

1つ目は、これまで副町長が不在であった理由。

2つ目に、副町長候補をいつ議会に提案されるのか。この2点につきまして明確なお答えをいただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今日の9月9日が当選日でありまして丸丁度1年が経ちました。私は当選直後から私と同じ方向を向いてまちづくりを進めてくれる、また私の足りない部分を補ってくれる副町長が必要だという考えはその当時から持っていましたので、町長就任後すぐにある方に打診をし、副町長就任の要請をいたしました。なかなか同意が得られず最終的にはその方に対する要請を断念し現在に至っております。

先程も言いましたように、私自身は当初から副町長は必要だというふうに考えてもいましたし今もその考えに変わりはありません。私と二人三脚で前を向いて進んでくれる方が居て

くれるとどんなに心強いものかというふうに感じております。しかしながら現在のところまだ私と思いを同じくして鞍手町の発展に共に歩いてくれる方のところまでは行き着いていないというのが現状ですので、もうしばらく副町長不在という状況での町政運営が進むことになると思います。

そして、もう一つのご質問といたしまして、副町長候補者をいつ議会に提案するのかというご質問ですが、これは先程も答弁をさせていただきましたように私自身はすぐにでも同じ方向を向いて町政に携わってくれる副町長が本当に欲しいですし、本当にどんなに心強いかということも本当に感じています。しかしまだ、先程も言いましたようにその方のところまで行き着いていませんので、議会に提案できる状況にはないというのが現状です。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議。

○10番 許斐 英幸君

まだそういう共にする人間がないということは、1年経っています。町長、見つかるまでは後まだ1年ぐらい掛かるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、いつまでかかるかというのはそれこそその方とお話しができ、そしてまた先程も言いましたように二人三脚で鞍手町の発展のために一緒に尽くしていただける方、そしてまた本当に私の足りない部分を補っていただける方、そういった方を副町長になっていただきたいというふうに考えています。

これについてはなかなかいつまでにとかというふうな期間を定めるというのもなかなか難しいことでもあります。特に相手方があることでもありますので、なかなか今ここでいつまでには決めたいというような答弁には残念ながらできかねるという状況です。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

困りました本当に。やはり副町長がないということは前の町長からもう2年になります。よその市町村からもまだできないのですかと。やはりみんな目を向けているわけです。だからやはり副町長を見つけるために町長はどういう動きをされているのか、そういう人脈があるのかないのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

人脈ということでもありますし、またよその町、又は市からの指摘を受けているということでもあります。人脈ということで、これを人脈と言っていいのかどうかも分かりません

が、やはり何度も繰り返しになりますが、鞍手町のことについてやはり明るい方が必要であろうというふうには思います。

また、今までの副町長、または助役のことを考えて見ますと鞍手町の町政に詳しい方であり、またOBの方であったりというようなこともありますと同時に他町のことを考えて見ますと、県の職員の方に出向していただいたりだとか、または県の職員のOBであったりだとか、そういったことも今現在あるようにも聞いています。そういったことから考えて行くことが必要であろうというふうに思います。

また他町のことを言うと申し訳ありませんが、なかなかこの副町長、副市長については難しい問題もありましてすぐに決まるところもありますし、またなかなか私と同じように苦慮されている自治体もあるというふうにも聞いております。そういったことから当然のことながら先程から何度も繰り返しますように、私は本当にすぐにでも副町長になって欲しいと、副町長が必要だというふうに考えていますが、なかなかまだそこに行き着いていないということです、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

理解ということですが、私はなかなか理解はできません。

各課長の方々は大変困っていると思います。やはりこれは早く解決しないと鞍手町の役場自体が少しおかしくなってしまうのではないかなと私も危惧しております。1つ早く決められて、腰を据えて大きな問題が堆積しております。それに向かって進んでいただきたいと思っております。

次に、2点目です。

商工会施策についてです。

今回鞍手議員になりまして商工会会長を18年やってまいりました。その中で町内商工業の発展支援に取り組み、微力ながら行ってまいりました。

私も事業者として長年個人事業を営んでいます。事業者の悩みが様々たくさんあります。決して一概に言えませんが、その中で共通している課題の1つとして人口の減少の問題が商工業の発展の足かせになっていることは痛切に感じています。

私はこの鞍手町はまだ人口を増やし発展できるだけの町であると確信をしています。その中で一番感じることは、JR副北ゆたか線、鞍手町や九州縦貫自動車道、鞍手町インターチェンジなど他の地区にない交通インフラを擁しております。

また、今後完成予定と耳にしています遠賀川架橋の問題、これが完成すれば北九州との交流はより進み、鞍手町が施策いかなでは交流により鞍手町人口増や産業の活性化が図れるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、岡崎町長におかれましては商工業振興発展の施策をどうお考えでありますか。お尋ねしたいと思います。

また、以前から総合計画マスタープランも立ち上げていただいておりますが、それ以外に町長のお考えがあればここでお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

質問の最後にありました鞍手町総合計画やマスタープラン以外ということで何かあればというご質問ですが、町内商工業の振興発展の施策については全てこの計画に基づいて原則としておりますが、基づいて策定されますので、それ以外ということになりますとその計画が外れるということになります。そういったことから、その総合計画マスタープラン、マスタープランというのは総合計画のことにもなりますが、そういったものは必ず総合計画の中での位置づけの一部としてされるものでもあります。

そういったことで、総合計画に基づく商工業の基本理念ということでは、商工会の会長としても携われて来られました鞍手町中小企業振興基本条例、これが平成30年12月に議会で議決をいただいたことから、この条例に基づく中小企業活性化計画を今年2月に策定をいたしました。現在その計画を具現化するための施策、いわゆるアクションプランを検討、協議を進めているところです。このプランの素案は町内中小企業の代表者や商工会役員等の関係者で構成するワーキンググループで作成をいたしました。素案ができ次第、鞍手町中小企業振興審議会での諮問答申を経て決定し、令和2年度以降の一般会計予算案に盛り込むことを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

ありがとうございます。今言われましたことに対しまして、マスタープランはマスタープランでいいのですが、なかなかそれが今度のマスタープランの中に、そしてまた総合計画の中でも今までの総合計画等を私も見ていたしましたが、なかなか100%できたものは少ないです。だからある程度絞ってやらなければいけないことをやって行ったらまだ良いマスタープランができるのではないかなと思っております。

今後とも町長、腰を据えてよろしく申し上げます。私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で許斐英幸議員の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 15時25分

再開 15時35分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

13番議員 須山由紀生議員の質問を許可します。

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

最初に町立保育所統合について質問をいたします。

鞍手町立保育所統合の基本構想により平成30年度末に西川第1保育所が閉所されました。次に、31年度末には剣第1保育所が閉所の予定になっています。この2園について何点か質問をいたします。

まず1点目、3園あった町立保育所を最終的に1園に統合する目的といたしますか、理由は为什么呢。町長にお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

統合の目的につきましては、現在の鞍手町における待機児童の発生の要因といたしまして保育士不足により、町立保育所で定員まで児童の受入れができていないことにあります。町立保育所を1箇所へ統合し、保育士等の職員を1箇所に集中することで児童の受入枠を拡大し、待機児童の解消を図ることを目的としております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

待機児童の解消と保育士不足を1箇所へ集中して解消するというこの2点でよろしいでしょうか。只今の答弁で大體理解はできました。

それでは、統合によって得られるメリット及びデメリットはどういったところにあるのでしょうか。質問が重複するかも知れませんがお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

メリットといたしましては目的で述べたとおり児童の受入枠の拡大により待機児童の解消

です。その他には、施設の改修や遊具の充実などハード面への投資を1箇所集中できると考えています。

続きましてデメリットにつきましては、これまで通っていた保育所がなくなり転園せざるを得ないという負担を保護者と子どもへ強いること、また住まい近くの保育所がなくなるといふことと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

分かりました。それでは次に、この閉所された2園の閉所時の定数と園児の実際の在籍数をお尋ねいたします。

剣保育所の場合は本年度末が閉所なので、現在の暫定数でかまいませんのでその辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

現在剣第1保育所におきましては鞍手町の児童数は56名、古月保育所につきましては74名でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○13番 須山 由紀生君

西川第1保育所の閉所時の定数と在籍数をお願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

西川第1保育所の30年の3月末におきましては、鞍手在住の方は28名でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

園児の在籍数が28名ですか。ありがとうございます。

それではこの2園の保育士及び関係職員といひますか、嘱託の職員さんも含む人数、西川第1保育所閉所時の人数と、剣保育所はまだ閉所にはなっておりませんので、西川第1保育所だけでかまいませんのでそれをお願いします。

○議長 星 正彦君

須山議員、今担当課長は資料が下にあるそうですのでどうでしょうか。

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

職員の人数が分からないということですね。そうすると閉所後にその職員の方が退職されたとか、また違う園に配置転換になったとか、そういった部分も分かりませんか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

本人達の要望によるのですが、ほぼ全部の職員が2園の方に別れてそのまま入っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

そうすると、剣第1保育所、古月保育所はかなりの保育士さんがおられるということでしょうか。それともまだそれでも保育士さんが足りないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

剣第1保育所と古月保育所を合わせた職員数を申し上げます。

正規職員数は12名、嘱託保育士は14名、パート保育士が12名でございます。その他正規の職員で管理栄養士が1名、正規調理師が1名、嘱託調理師が3名、パート調理師が3名となっている状況です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

それで職員の業務上の人数といいますか、それは十分満たされておるとのことですね。

次に、西川第1保育所の閉所後の町の負担分ですが、当然これは1園が閉所になったのだから人件費やその他の経費がかなり減ると思います。額にしてどのくらいの支出が減ったのでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

人件費につきましては、ほぼ同数の方が西川の職員の方が古月保育所、そして剣第1保育所の方に行っております。あと辞められたパートさんが確かおられたと思いますが、この方

以外はほぼ先程申しましたとおり職員がシフトしておりますので、人件費につきましては正規職員の昇級以外はほぼ同額と考えて下さい。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

人件費は減っていないということで分かりますが、その他にも何かいろいろな出費分があるのではないのでしょうか。1園が閉所になったのですから。その辺はどうなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

現在おっしゃるとおり1園がなくなりまして、それに関わる施設の費用といたしまして光熱水費、電気、ガス、水道、そして警備に係る警備会社への金額等がそのままそっくりなくなっている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

金額等は詳しく分かりませんか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

すみません、今手元にその分は持ち合わせておりません。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

それは後でもかまいませんので、若干なりとも出費が減る、町の負担が減るということで認識させていただきます。

次に、現在の待機児童、現在の町立、私立を含めた各保育所の待機児童はどういった状況になっているかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

待機児童についてお答えいたします。

令和元年9月時点での待機児童数は15名となっています。待機児童が発生している理由につきましては、統合の目的で述べましたとおり保育士不足により町立保育所で定員まで児童の受入れができていないことにございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

この15名の待機児童は公立だけですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

公立のみならず私立の、のぞみ、あゆみ保育所へ第1希望にしている方もいらっしゃいます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

公立、私立、いま4園ありますが、その全ての待機児童が15名ということですね。そうしたら、公立と私立を希望されている方の比率、人数割はどうなっていますか。

15名の内に待機児童の内、私立が何名、公立が何名、申込みされていると思いますがその辺が分かったら教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

公立保育所を希望されている方が4名で、11名が私立を希望されている方でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

やはりかなり私立の希望者が多いということですね。

待機児童が多い、理由が先程も言われましたように保育士不足ということなんですが、私立の方もかなり保育士が不足して待機児童が多いと聞いています。いろいろな経費削減とか、保育士不足を解消するために公立の保育所を統合していかれるようですが、私立の方もまだまだ待機児童が保育士不足でおりますので、その定員不足を公立だけで、私立の方は全く行政の方は関係ありませんではなかなか話がとおる問題ではないので、私立の保育士不足についても行政側としても何らかの責任を持って考えないといけないのではないかと私は思っておりますが、その辺はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町では過去町立保育園を私立に移管をし、現在に至っています。その際には公立と私

立が切磋琢磨し、お互いにいい意味での競争をしながら良い保育をして行こうというような考えから2園については私立保育園にお願いをしたという経緯があります。

そういった中で私立の方が人気が高く、今のところ保護者の方からは私立を希望する方が多いというような結果が出ておりますが、鞍手の町立保育園につきましても先程言いましたように私立に負けないように、また私立に望まれるような保育園の運営をこれからは心掛けて行くべきだというふうに思います。

ただ、施設面について私立が施設を改築なり、増築なりをする際には国からの補助がありますが、公立の保育園につきましても一切補助がないという状況の中で、今現在町営の保育所については、なかなか増改築ができないというような状況になっておりますが、今回1園にすることで、先程も言いましたように古月保育所については大規模改修をするようにもしておりますし、また中身についても充実をさせて行きたいというようなことから、私立に負けないような公立の保育所をすることによって私立だけではなく、公立の保育所にも住民の方から選んでいただけるような保育所を目指して行きたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

そういった施設面では私立も公立も考えているという町長の答弁ですが、若干私の質問と食い違ったところがありました。私立も保育士が不足して待機児童を生んでいるということですので、その辺を、例えば、先程西川保育所の保育士さんが辞められて2園に移られたと。今年度はまた剣が閉所になって移られるかも知れません。

そういったところで保育士の余剰ができるといったことであれば、私の提案ですが、私立の方に保育士さんを出向に出すとかということが可能であれば、そういったことで私立の方の補助も援助もして行かれてはどうか。その辺をもう一度お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

制度上そういうことが可能かどうかについて、私は現在のところ承知はしておりませんが、先程来目的の中で鞍手町に待機児童が出ているというようなことから、その解消を目的として1園公立の保育所については1園にするということで、そこで保育所を統合することによって待機児童の解消に向けて統合するわけです。そこで余裕があるかないかというのは今後児童数によって大きく増減をします。

もちろん0歳児が何名来られるか、また1～2歳児、また3歳児、4歳ということで保育士の割り当てる数も変わってきます。そういったことから、そういった子どもさんが町立を希望されて来られたとしても待機児童にならないようにというようなことで全ての、もちろん希望ではありますが保育士さんを1所に集めようということでもしております。

そういったことで保育士さんがどうしても私立の方に行きたいというようなことが希望と

してあるのならば、それは保育士さんの意思を尊重するということはできるというふうには思っております。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

今町長の言われていることも分かります。本人が希望するのであれば当然行ってもらっていいのですが、私が質問しているのは、仮に公立の保育士さんが余剰であれば私立に出向出すとか、いま制度上の問題で分かりませんとありましたが、その辺がもし制度上で許すのであればどうでしょうかという質問ですが、もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁しましたように、それが許されるかどうかというのはよく分かりません。今のところ承知はしていないところです。

ただ、先程も言いましたように、まずは公立保育所の保育士を確保するということが大前提としてあります。その上でそういったことができるのかどうかについては検討することが必要なというふうには思っておりますが、いずれにしても先程も言いましたように、町営の保育所を1箇所を集めて大規模の改修も行うわけですから、ぜひとも住民の方達に選んでいけるような保育所にして行くということが私は大切ではないかなというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

そういったことが非常に大事であるとは思いますが、今後も統合すれば私立の定数がまた増えます。それと先程言われました私立の希望する町民も多い、これも現実にあります。だから私立、公立に関係なく鞍手町全体の保育、子育ての問題として先程言いました私の質問も含めまして考えていただきたいと思っております。

現在どこの自治体でも保育士不足による待機児童が非常に問題となっています。そのために働きたくても働けない、また働かないと生活が苦しいという家庭が非常に困っておられます。私の知り合いにもそういった方がおられますのでぜひその辺も含めて考えていただいたらと思っております。

直方市では8月25日に、皆さんも新聞を見られたと思いますが、直方市保育協会と市教育委員会子ども育成課が保育士の確保や待機児童の解消を目指し、市内の保育園13園と認定子ども園1園、全14園が参加して保育の仕事就職説明会を開くなどして、保育士を希望する方の直方市での就職を後押しする説明会を開いたと新聞に出ていました。本町ではそういった保育士不足の対策は、統合の他に何か取られていますか。その辺をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

保育士不足による就職希望者に対する説明会は行っておりませんが、昨年度からは保育士を育てる大学校の方に通知を送って鞍手町の方で保育士になってもらえるようアピールはさせていただいております。

本来なら、もう少し業務に余裕があればその学校に係長と一緒に出向いて、鞍手町をもっとアピールしようという考えはあったのですが、そこまで留まっている状況でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

ぜひ出向いて行って学校にアピールをして下さい。

これは私の提案ですが、保育士不足対策として町が保育士の処遇ですね。賃金などに補助金を出すなど、他の自治体にはない何か魅力のある政策を考えられてはどうかと思っております。

現在私立では0歳児なんかは来年の4月まで待機しないと入所できない状況になっております。こういった状況を町長は認識されておられるでしょうか。とにかく早急に何らかの対策を打つべきだと思いますがもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

保育士不足についてはどこの自治体も非常に厳しい状況でもありますし、どうやって確保しようかということであらゆる手段を使って各自治体もやっているというふうに思います。

北九州市のような政令市では住宅補助をしているだとか、そういったいろいろな補助をすることによって、いかにして保育士を確保しようかというようなことで様々な取り組みをされているということは報道等で承知はしています。

ただ、鞍手町にとってそういった補助ができるような状況にあるかどうかということにつきましては、なかなか難しい状況ではあります。ただ今年も保育士の募集を行っております。そういった中で優秀な保育士を何とか確保して行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

ぜひ他の自治体にもないようなそういった補助などを、いま町長が言われました政策をぜひ職員と一丸となってとっていただきたいと思っております。

次に移ります。

幼児教育保育の無償化についてです。まず1点目、幼児教育保育の無償化、先程11番議員の質問と重複する部分もあるかも知れませんが再度お願いいたします。

今年の10月より消費税を財源とした幼児教育の無償化が始まりますが、これらの詳細についての保護者への周知はどういうふうにされていますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

保護者への周知についてお答えさせていただきます。

9月以前から既に保育所、幼稚園を利用している児童については、対象者全員に施設を通じて無償化の内容と手続き等について周知をしております。認可外保育施設についても町内の施設に訪問し、現在のところ鞍手町民の利用者はおられませんでした。周知を図っております。

現在のところ無償化対象施設を利用していない方への周知といたしましては、広報くらて8月号に無償化の内容、手続き等の方法について掲載をし住民周知を図っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

私も広報8月号を見せていただきました。それともう1点の保育園のお知らせもを見せていただきました。この中で幼児教育保育の無償化のお知らせの中の2番、対象費用は保育所利用者負担額とあります。そして2の対象費用、2と言いますと保育所利用者負担とあります。そして4のその他の覧の(2)に、これまで利用者負担額に含めて徴収されていた副食費は無償化の対象外ですと説明書きにあります。これはどういったことでこういうふうになったのでしょうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

2番の給食の有料化についてということに関連するのではなかろうかと考えておりますが、幼稚園の給食費についてはこれまで施設において実施しておりますが、保育所の給食費についてはこれまでも3歳以上の食費は施設において徴収されており、副食費は利用者負担額、いわゆる保育料の中に含めて市町村が徴収して来たものでございます。

今回3歳児以上児の保育料は無償化されますが、含めて徴収されていた副食費は無償化の対象外とされているものでございます。このため、新たに副食費として保育所や認定子ども園などの施設が徴収することになりますが、無償化前から有料であったことは変わりありま

せん。しかしながら施設と保護者間の実費徴収額だけに目を向けると徴収額の増ということになります。ただし、鞍手町におきましては10月から無償化によって保育料と給食費を合わせた実質的な負担が増す保護者は1人もおられません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

副食費が利用料に含まれていたという説明ですね。隠れ副食費ですね、保護者の方は今まで副食費は利用者負担額に含まれていたのが当然副食費が実費になるなんてことは認識されていないと思う方が多いのです。現にそれを聞いた保護者の方は利用者負担額の範囲でしょう、何でそうなるのとびっくりされておられる保護者もおられます。

こういったように副食費の実費徴収は今後どうしても変わらないのであればきちんと納得のいくような説明を保護者の方にも十分にされた方がいいと思いますが、その辺はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃられるとおり保護者に対する説明責任につきましては、町がきちんと果たして行くことが重要なものであると考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

よろしく申し上げます。

次に、主食費が公立の場合、先程の答弁で初めて分かりましたが、600円から1,000円に値上がりしていますが、これはどういったことでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

町立の主食費についてはおっしゃるとおり9月までは600円、10月から1,000円を徴収することとさせていただきます。これにつきましてはお米等の食材費の負担分として負担していただいております。実質は1,000円以上にはなっているところでございますが1,000円と設定させてもらっているところでございます。しかしながら、生活保護の世帯とか、今回の無償化の前から保育料が0円であった世帯におきましては、その児童の副食費につきましては、激減緩和のために今年度限り現行の600円のままとさせていただくこととしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

材料の高騰という答弁ですが、私立が1,000円ですからそれに合わせたということではないでしょうね。

副食費の方は公立の方が少し安いようですが、これを半額にするとか、無料にするとかはできないのでしょうか。そして、その私立との差額分を町が私立へ補助するとかはできないのでしょうか。これも私の提案なんです。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先程ちょっと説明をさせていただきましたが、再度同じような説明になるかと思えます。

町立保育所の副食費については公定価格で副食費相当分の金額である4,500円としているものでございます。私立保育所の副食費については私立保育所を運営するにあたって食材費を独自に購入されておりますので、その費用に応じて私立は5,000円と設定されているものでございます。

これについては国からも認められているものでございます。そのため私立保育所や幼稚園などにおいては施設毎に副食費の徴収金額が異なることがあり得る状況となっております。そのため、私立保育所などの副食費については保育所の副食費と金額が異なるからということで、町がその差額分の補助を行うべきものではないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

説明は分かりますが、私のお願いは副食費を半額なり、全額を無料にして私立の方にも補助ができないかという、そういったお願いというか提案なんです。この辺どうでしょうか。町長もう一度お願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この給食費、特に副食費につきましては幼稚園、保育園に行っていない、利用されていない方については普通に家庭でお昼の食事をするわけでありまして。そういったことから保育所、幼稚園に行かれています方に対して実費、掛かるものについては、それは徴収をさせていただくということです。それについても実際よりもかなり低いところで設定はしております。

また、私立保育所につきましては、やはりいろいろな保育所の考え方、その他もありまして、その副食費について手厚くするというようなことも考えの1つであったりということ

もあると思います。そういったことから、それぞれ園でその副食費については独自性を出すということも十分考えられるわけです。

そういったものについて、例えばかなりの高額な副食費を設定をして、それについて町として公営との差額があるということで、その補助をとというようなことになりましても、なかなか先程言いましたような利用されていない方達との公平性、また公立、私立についても公平性を考えてみますとなかなかその辺についてすぐに補助をするというようなことには難しい状況かなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

長い答弁ありがとうございます。

田川の大任町、2019年4月から幼保無償化事業として0歳児から5歳児を対象に幼稚園や保育園の利用料を無償化するなど、国が進めるものとは違う子育て世代に対する素晴らしい政策をとっておられます。これは町長もご存じでしょうが、これもひとえに永原大任町町長の太っ腹の子育て世代に対する政策ではないでしょうか。

また田川市の赤村でも同様の施策を実施しているようです。他にも川崎町、これは10月1日から0歳から5歳児の幼稚園、保育所の利用料を無償化する関連の条例改正案や本年度分事業費予算案を3日に開会した町議会に提案したと9月4日の新聞に報道されていました。このように他の自治体よりも何か一步先を行った子育てに有利な政策を行うことによって若い保護者の方達は鞍手の保育園に預けようとか、鞍手に定住して見ようとか、そういったことに繋がるのではないだろうかと思えます。

とにかく目先の財政がないということだけではなく、先を見据えた太っ腹の考えでこれからの子育て世代に対する政策を考えて見られてはどうでしょうか。町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

大任町、赤村、最近では川崎町もご指摘のとおり先駆的な事業として子育て支援の家庭に対しての補助を行っているということにつきましては承知をしております。素晴らしい先駆的な取り組みだろうというふうには考えております。

ただ一方で鞍手町で見ますと財政的な状況も考えて行かなければなりませんし、また、限られたパイの中でどうそれを配分していくか、どこに特化していくか、そういったようなことで財政状況を鑑み、政策として予算化していくということになろうというふうに思います。

例えば、仮に検討する余地があったとしても厳しい財政上の中では今のところは実施することが難しいのではないかなというふうに思います。ただ、議員ご指摘のように子育て支援に特化する、何か他の自治体にはない先駆的な取り組みとしてということも今後、今のよう

な鞍手町の人口減少、また若い世代をいかに鞍手町に移住、定住してもらうかということから考えれば、これは検討する価値は十分あるというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

ぜひ素晴らしい執行部、スタッフの方がおられますので、その方達と力を合わせてそういった施策を考えていただきたいと思います。

3歳から5歳児まで保育料が無償になるということは非常に有り難いことではありますが、今まで利用料に含まれていた副食費や、それとは別に主食費、日用品、バス代、絵本代等の実費徴収費と合わせて、副食費を合わせるとかなりの負担になります。ややもすれば鞍手にはないかも知れませんが、今までより高い負担になる家庭もあるかと思えます。

新しい保育所、保育指針にもあるように、保育所における食育は健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とするとして保育における重要性が述べられています。そういった点でも保育所の給食は子どもの成長や園での生活、活動を支える大事な保育の行為の一環です。そのためにもぜひ給食費だけでも無料、若しくは負担が少なくなるような政策を考えていただくことを再度お願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上須山由紀生議員の質問を終了します。

次に、9番議員 栗田美和議員の質問を許可します。

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

通告に従いまして質問いたします。

通告書に町内のため池についてと書いていますが、当然ながらこれは我々も農業をやっていますし、そういう意味ではこの関係の方達はみんな把握していると思っております。

この中で何が言いたいかというと、ため池新法が今年施行されまして、ものすごくため池に対する管理強化が叫ばれています。

もう1点は、先日、8月24～25日だったと思いますが、私の友達の新北の方ですが、新北地区では営農の地域のリーダーとして活躍しておられた方が、役場がそこを管理委嘱しているのか分かりませんが、その方がため池の管理作業中に不幸にも水の中に落ち込まれて亡くなったということです。それは故人も大切なんですけど、周囲の営農組合のリーダーとして頑張っておられましたので、この2点を合わせたところで町長に質問してみたいと思います。まず、町内にどれくらいのため池があるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、建設課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

鞍手町が管理するため池は63箇所あります。しかし、個人所有のため池については現在営農組合長を通じて調査中であります。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

63箇所はいま言われるように町の管理なんですね。残りはまだ営農組合からどうなっているかということ調べているということなんですね。その場合に30年度の決算の資料を見て見ますと、ため池全体の予算が修理も含めて480万円ぐらいになっています。あと作業の管理料、委嘱料というのが監視の委託料が88万円。私は中山本村の営農組合にありますが町からお金が少し来ています。他の63箇所というのはこの中で委託料を各組合に払われているということですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

土木係が監守委託料を払っているのは6地区に88万6,280円昨年払っておりますが、その他に12組合の組織があります。それは多面的機能支払基金という農政の方から出しているお金の方で払っているので、18組織というか地域がその63箇所のため池の管理をしているということになります。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

もう一つ、今回事故が起きたところですが、あの方のため池はどうなんですか。役場の管理ですか、個人のため池ですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

管理は鞍手町が行っていますが、その事故のあった内容の部分につきましては、多面的機能支払基金の方の交付金で支払っている事業の中の一環でそういった事故が起こっています。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

あまり突っ込んで個人のことには引っ掛かって来ると思いますが、こういう事故が二度と起きてはならないわけです。だから、いま役場が直接63箇所を管理していると言いながらも実態は1年に1回か2回かはそういうため池の管理員の状況を見たりとか、井堰の下の方はどうなっているのかなど見たりとか、そういうのはされていますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

内容自体は地元で管理委託していますので、そういったところからいろいろな情報が上がって来ないと、うちの方はその現場には行っていないという、地元のほうからここが悪い、ここが詰まっている、ここをちょっとどうにかして下さいとかという情報というかお願いが上がって来たときに行って確認している状況です。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

多分、本村の営農組合か水利組合の方から、金木原の京ノ上の奥の杉山製作所の土手が崩れています。あれは完全に修理は終わったのでしょうか。要望はずっと出していますが。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

金木原の奥の法面が崩れている部分についてはまだそのままになっております。原因者の関係も、事業所の関係もありますので、その負担の割合とかがありますので、まだそのところがはっきりしていない状況になっていますので、現在止まった状況になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

早くしないと、これに限らず雨がいっぱい降っています。だからどんどん壊れて行って、あれを浚渫するというと大事です。あの水を全部抜かないといけないから。抜いてしまったら後であれまで貯めるというのが、もし雨が降らなかったら、今年のように雨が今頃になって降って貯まっていますが大変の作業です。

下の方は、インター周辺は開発されてしまったから田んぼの面積は減ったけれども、その下の方にはずっと田んぼが続いています。六田川の下の方は。

そこは早急に対策を取って下さい。そうしないと後々営農の方にも引っ掛かってきますのでよろしくお願いします。

それから、今年になってため池新法が施行されたと思いますが、これについては特に2～

3年前に大雨があった時に、こちらの方はなかったのですが、四国とか岡山とかは池が決壊して、下に住んでいた人にもものすごく人的に被害が出たというのがあって今年から施行されているから、ため池の管理がものすごくきつくなっているわけです。これについては県の方に登録して、そういう指定された所については管理者が、補助金は出るかもしれませんが、ちゃんとしないといけない形になっています。担当課長であればそのところ多分分かっていると思いますが、本村で言ったら先程言った濁り池とか金木原池とかはでかいから、他の所も山付のところは大きなため池があるから、そのところの整備というか、そこにいる営農組合が役場に言ってこないと何も私達は知りませんでしたということではきかないと思います。今度はこういう新法が強化されているから、そのところは確かに我々はため池の土手の草刈りと草を焼いて見て回っていますが、我々ではとても追いつかないというのがあるし、特に今どこでも高齢化しているのです。営農組合も水利組合もメンバーと云ったら70歳前後ですから、危ないところはこれから入らないようにしようという話も出て来ています。新北でそういう事故が起きたから。

そういうところは井堰から下に流れ落ちたところは草ばかりでとても中に入らない、50年前から我々は小さい頃は遊んでいたそのままが今続いているわけです。そういうのもあるから役場も我々の方からこうなっているのどうにかして下さいと言う前に、1年に1回ぐらいは、60箇所あるからなかなか行かれないかも知れませんが、それぐらい回るぐらいの気持ちがないとこの問題はなかなかクリアできないと思います。そのところは要望です。それと2番目のヒメボタル対策についてです。

これについては、ホタルと云ったら何か環境のシンボルみたいな形で我々もずっと取り組んで来たというか、小さい頃はホタルはどこにでもいたのです。今はホタルというのは本当にいないので、新北から上がった新幹線の下とかと八剣神社の下はゲンジボタルですが、ヒメボタルというのは陸生のホタルです。丁度八剣神社の下辺りにいるわけです。

町長には写真を見せましたが、6月25日頃の週刊新潮に両開きに写真が載っていました。そこに福岡県鞍手郡鞍手町八剣神社周辺と書いているから。

私達は何でこれを言いたいのかと云ったら、ホタルのそういうところをちゃんとしなければいけないのがありますが先程言いましたように営農組合とか、それ以外に我々、その管理をして、管理とまではいかないが5月の下旬から6月10日ぐらいまであそこでヒメボタルを見に来てもらえるように駐車場の管理とかしていますが、ところがその人達も私も含めてですが、鞍手町の明日を紡ぐ会のメンバーが高齢化しているのです。

だからここに町長としてこれをどうにかしないとイケない。悪いことばかり全国ネットに載ってもいいことは載りませんが、こんな写真があれば、今でもプロのカメラマンが相当来ています。それは中国地方から鹿児島とかからも3時頃からカメラを持って来て一番良い場所を取ってしている人がたくさんいるわけですので、これを生かさない手はないと思います。それをボランティアで、ボランティアしているとは言いたくないのですが、そういう人達ばかりに任せていたら絶対問題が起きます。

このところは担当者を1人付けるとまではいかないが、そういう形で今後鞍手町のことをどうするか。1つの資源ですから。ヒメボタルは、地域開発のための。

そういう形でなかなか分からないのです。川のホタル、ゲンジボタルでしたら「カワニナ」を取って入れておけば増えるのですが、小さいので見えないわけです。

いま荒木さんという方が一番詳しいのですが、荒木さんも幼虫とかはまだ2匹しか見たことがないというぐらいの大きさですから、中途半端に我々が動いたって先が知れていますから、その後町長も分かっていると思いますが、その気持ちを、こうしたいとは言えないかもしれませんが、そういう気持ちを出してもらいたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今、議員が言われましたとおり私もその会に入っておりましたし活動も一緒にしておりました。それでヒメボタルがどのような地域で生息をしているかということについても承知をしております。ただヒメボタルについてはまだまだよく分からないことも多くありまして、先程一番詳しい荒木さんの名前が出ましたが、その方についても幼虫はまだ2匹しか見たことがないというようなことで、本当にどこにどのような形で生息しているかというようなことがなかなかまだ分かりにくいところでもあります。

一般的に言われているのは、暗い林で餌としている陸貝を餌として生息しているということでもあります。

そういったことから、1にも2にもまずはそこにヒメボタルにずっと生息してもらわないといけないわけです。だからまずはヒメボタルの生息地が荒れないように、どうして保存して行くかということがまず一番は大事ではないかなというふうに思います。そうした中でそのヒメボタルを雑誌にも取り上げられていますし、以前はテレビでもありました。新聞等でも取り上げていただいているお陰でかなり鞍手町のヒメボタルについては注目度が高くなっております。そういったことから、かなり広範囲からそのヒメボタルを見に来るといふようなことにもなっております。

そういったことで一時的にはそこをどう保存して行くかということと、あまり多くの方々に来ていただくことによって生息地が荒れてしまって、ヒメボタルがいなくなっても困るわけですから、そののところがどうして行くかということになっていくと思います。

そこでグループの方達と連携を取りながら町としてできる範囲内でヒメボタルの生息環境を守り、またそれをどのようにして生かして行くかということについてもお互い話し合いながら進めて行ければというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

これで質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で栗田美和議員の質問を終了しました。

これで、全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日10日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16時34分

令和元年鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）						
令和元年9月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年9月11日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年9月11日 午後2時23分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第3 議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第5 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第20 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第21 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
- 日程第22 議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第88工区）請負契約の締結
- 日程第23 議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第89工区）請負契約の締結
- 日程第24 議案第68号 鞍手町道路線の変更
- 日程第25 議案第69号 民事調停の申立て

令和元年9月11日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

スクールバスが台数は何台なのか、それも新規購入なのか、今あるコミュニティバスを何台か転用して使うのか、いつから運行開始をされるのか、どういう経路で運行されるのか、それから予算1億円と書いているようですがどういうふうな予算の使い方になるのかお伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

まずスクールバスの台数についてお答えいたします。スクールバスにつきましては7台を運行するようにしております。

2番目の質問の購入の内容についてですが、2台はこれまでのスクールバスを使いまして5台を今回購入するというふうにしております。

3番目の質問のいつからということですが来年の4月からを予定しております。それとどういう経路かということですが、基本的には現在走っております経路を踏襲しながら7路線で考えております。

5番目の予算につきましては、補正予算の今回上げています予算のところではありますが、バス購入費を4,800万円ほどで計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。これを条例制定することによって具体的に鞍手町の職員がどういうふうになるのか、また正規職員とかその比率はこういうふうになるのかということも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これまでの臨時職員、嘱託職員等々処遇面で対比してご説明いたしますと、給与面につきましてはこれまでの給与条件を下回る職員は出ません。また、休暇等につきましても国に準拠して休暇等の種類も拡張されます。

そして一番大きな点でございますが会計年度任用職員につきましては、一会計年度内で任用される一般職の非常勤ということになっておりますので、これが今後は平等の取り扱いの原則及び成績主義を踏まえた上で再度の任用が可能になってくるというような形になります。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

再度の任用が可能になるということですが正規職員の比率は。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

正規職員の比率については、今現在一般会計で職員137名おりますが、今現在この臨時職員、それから嘱託職員を合わせまして92名になりますので、全体の職員としましては約40%には、現状のままこの会計年度任用職員に移行した場合は40%ぐらいは会計年度任用職員が占めるという形になると思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

町長にもちょっとお尋ねしたいのですが、会計年度の任用職員が今のまま臨時職等でいきますと正規職員に対する割合が、会計年度の職員が40%ということですが、このパーセンテージが割合について高いのか、低いのか町長の見解をお尋ねして、今後どういうふうに考

えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

他の市町村と比較をしたわけではありませんが、私としては適切なパーセンテージではないかなというふうには考えています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

条文の中の、ちょっと細かいことですが、14条、他にも同じような文言が出ていますが金額の問題です。50銭未満の端数は切り捨てて50銭以上を1円と見なすというふうに14条のところで書かれています。結局は要するに四捨五入の考え方を導入していると思いますが、円未満を全額切り上げにしないで、この四捨五入の考え方を導入したその根拠を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この算出根拠については、これは一般職の職員に準じた算出根拠となっております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

先程の46号と関連する部分が大分あるような感じがするのですが、実際の条文を見ますと、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の新旧対照表の一番下のところですが、改正前は「常勤を要しない職員及び臨時に雇用される職員については任命権者は、一般の職員の給与との均衡を考慮し予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする」というのが旧ですね。

新の方は「臨時的任用職員については、任命権者は他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することができる」となっています。ものとするだったのができるとなると、何だか緩くなったような感じがするわけですが。

次の頁の717と書いている資料ですが、一番最後のところ「ただし、地方公務員法第22条の2 第1項 第1号に掲げる職員については、この限りでない」というふうに退職手当のことで書いていて、何か条件が悪くなるのではないかという印象があるのですが、その辺はどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず一般職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の第23条のところでございますけれども、この分につきましては、まず大元の法律であります地方公務員法の改正に伴うものが主な要因であります。

改正前の地方公務員法22条に条件付き採用及び臨時的任用という文言で第22条の中に第7項まで設けてこの規定がございました。これが、改正後は第22条で条件付き採用について規定がされました。そして第22条の3というところで臨時的任用というものを分けてあります。そして、その間の第22条の2で会計年度任用職員という条項が設けられまして、大きく条件付き採用、それから会計年度任用職員、そして臨時的任用職員というふうに大きく3つに別れております。

その関係がありまして、ここにあります臨時的任用職員については任命権者は他の職員の給与と均衡を考慮して予算の範囲内で支給することができるということで、この臨時的任用につきましては、ほぼフルタイムの正規の職員に準じたような取り扱いの任用になるということで、ここにつきましては、そこの条件につきましては、これまでは給与を支給するものとするということで、しなければならない的な内容になっておりますが、ここは予算の範

圏内で、その条件につきましては様々な要件があるということで、することができるというような主旨でございます。

それから次の頁の鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正することの但し書きでございますが、退職手当支給要件につきましては、この地方公務員法第22条の2 第1項 第1号に掲げる職員というのは、会計年度任用職員の内パートタイム職員を指します。このパートタイム職員につきましては退職手当が支給されないという内容でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第49号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回総合福祉センターの施設等の使用料の改正と。消費税増税に伴ってその割合に乗じてですか、まあ値上げという形になってはいますが、これで全て施設使用料等の値上げの条例等は終わりですか。消費税に関することとか値上げを考えている分だとか、中央公民館とかはもう全部終わったのですか。そのまま据置きというか、これだけですか、それも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

中央公民館等の体育施設につきましては、条例の中には消費税の額が入っていない金額になっていますので、10月から消費税10%になりましたら自動的に10%の料金になるということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

それぞれの条例の中において、前回5%から8%に上がった時に金額ではなく、その使用料に消費税率を乗じて得た額というような表現にしているところもありますので、今回のこの福祉センターの部分で消費税の改定は終わりということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

そうしたら、福祉センターの分についてはそういう文言にするとかということにはしないで今後も、例えば消費税等が上がればその度に改正を行っていくという、整合性じゃないけど他の所と若干違うところはもうどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先般、消費税の改定が行われた時には同じような考え方をやろうとしておったのですが、消費税前の金額を記載しようという動きは確かにあったようですが、チケットの自動販売機が1円単位が使用が出来なかったことにより、またお風呂もありましたのでお風呂の使用料に端数が付きました。円単位の分が出来なかったので、今回の改正も前回と同様の取り扱いをさせていただいておるのですが、1円未満の端数ではなくて10円未満の端数が出た場合には10円単位の表示にせざるを得なかったという状況でございました。それを今回も同様に踏襲させていただいております。

この件につきましては、前回も同様に総合福祉センターの使用料は同じ取り扱いをさせていただいている状況であります。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

具体的に料金が一覧表になって出ていますが、その中で冷暖房費とか照明使用料は全般的に10円値上がりしたり、20円値上がりしたりとなっているのですが据置きのところがありますね、照明使用料と冷暖房使用料、町内の方から聞かれた時に説明をしないといけないのでどういう考え方から据置きの部分などがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先程申しましたとおり使用料については10円単位になっております。そのため改正前と改正後の同一料金になっている箇所が数カ所ございます。

例えば、今おっしゃいました保健棟の多目的ホールの冷暖房使用料、改正後は270円で改正前と同一の料金となっているものでございます。これにつきましては、税抜きの使用料250円に8%の消費税を加えると270円となりますが、10%の消費税を加えると275円となります。先程1円単位とするようにとお伝えしましたとおり、たまたま275円が270円の表示となっております、この点については同一料金という形になっている状況です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長、据置きになっている分がどうなのかという質問なんです。

もう一度西藤議員。

○11番 西藤 典子君

値上げになっている分があると同時に据置になっている分がある。今のご説明で、もともと取りすぎていたということなんではないかなと思います。だから今回は値上げしなくていいということなのかなという感じがしますが、大体10円とか20円とか、使用料とかにもよると思うのですが、値上げしている中で照明使用料とか冷暖房使用料が据置きになっているという違いをどういうふうにご説明するのかと思って質問をしました。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

私の説明が不味かったかも知れませんが、改正前の税抜きの使用料が250円の場合8%であれば270円です。そして10%であれば275円で、この5円を切り捨てますので270円と、たまたま同一な表示になっているという状況でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

すみません、先程から元の使用料というふうに課長が言われていますが、条例には元の使

用料とかというのではないわけですよ。元々のここは250円でしたとかというのが私達にはさっぱり分からないのです。前回の使用料の額、それに今度8%から10%に上がって2%プラスしたらこういうふうになるのではないかとかという考え方は、この資料だけでは分かるのですが、元の使用料からこれまで5%掛けてきた、前回は8%掛けてきた、今回は10%掛けたということなんでしょうか。元の使用料というのがちょっと分からないので、そこを参考にするとか元の使用料と言うのであれば、この条例も条文を変えなくてはいけないのではないですか。元の使用料に消費税率分を掛けて、後は10円未満は切り捨てた分を使用料とするとか、そういうことにしないとこちらは分かりません。もう一度説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

おっしゃるとおり税額表示では分かりにくい税込みの数字になっていますので、元がいくらだったのかというところで、確かに私達も改正をする時に元々の使用料を今回表示して、そして10%のものを掛けた料金が使用料だよというようなものにして、尚かつ10円未満の端数は切り捨てるということの改正文を考えておりました。そこは分かりにくくするのではなくて表示をしようと考えておったところですが、国税の方では端数の処理について1円未満の端数処理については消費税の申告の際には切り捨てる、また場合によっては切り上げるという文言がございましたが、この1円単位のものについて切り捨てるという、また切り捨ててよいということが国税の中に記載されておりました。そのためにここはこのような表示をするのは無理であろうと判断いたしまして現在の表示にさせていただいている状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私の方から説明をさせていただきます。

この総合福祉センター設置及び管理に関する条例につきましては、いまありますように別表の1と別表の2があります。この別表2の方につきましてはふれあい棟といいますか、体育館の施設に関する利用料金になっていますが、この体育館の利用料金につきましては、一部に自動販売機によって、要するに利用料を支払っていただくというようなことになってまして、そういったことから先程課長が説明しましたように端数が出る場合自動販売機が使えないというようなこともありまして、1円単位は切り捨てて全てが10円単位というようなことで税込みの10円単位の表示になっています。そういったところから、例えば、いまここに表示されているのは8%の消費税込みの利用料金となっておりますが、その場合の1円単位については全て切り捨てております。

今回10%の消費税になることによって切り捨てる部分、または丁度10円単位になった部分がありまして、そういったところから10円、または20円上がったものと同一で上がっていないもの等が出ています。上がっていないものについては端数以下が、要するに1円単位の端数が出たものについては切り捨てる、切り捨てていることにより同一料金というふうになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

他の施設の使用料、手数料を含めて全て1円単位になっていますか。ほとんどが10円単位になっていると思うのですが、でしたら同じようにできるのではないのでしょうか。自動販売機なんかは使用料が変わればその時に金額の設定を変えてするだけなんで、その1円単位のところはあるかも知れませんが10円単位でできている施設があれば同じようにした方がいいのではないですか、出来るのではないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

1円単位の使用料を取っている所はございます。例えば駅の駐車場にしましても今まで324円とさせていただいております。これまでの改正の過程にあると思うのですが、元々の消費税が導入される前にそれぞれが持っていた使用条例とか、手数料条例があります。それを改正するタイミングでまず5%に上がるとき、それから8%に上がるときにそれぞれの改正がそれぞれで行われたと思います。そこでなかなか統一感がないもの、当時の判断としてなかなかそれができにくかったというところもあって現在のよう形に消費税率を乗じて得た額というようなところでもできたものもあれば、今回のように表の中で積算の根拠が隠れて見えなくなっているようなところもあると思います。ですので今回この総合福祉センターの関係で10%は上がるような形になって、これを整理させていただいておりますが、今後また抜本的な、消費税、または税率の改正とかがあった際には、ここは統一感を持った改正は検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の20頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、20頁から27頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、28頁から35頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員君。

○4番 宇田川 亮君

29頁の福祉人権課の福祉課係のところでは1,146万2千円。障がい者福祉サービス費、それから障がい者自立支援医療費というのが積算でしようが、もうちょっと具体的に教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず、一番上の23款 償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金263万5千円についてまず説明させていただきます。

これにつきましては、申請額が4億3,930万円ほどの当初申請でございました。実績額が4億3,402万円で差引529万円です。これの2分1の価格が返還額となっています。そのゆえ返還額は263万5千円というふうな形で2分の1の国庫返還額がありました。内容といたしましては、実績が当初見込みより下がったという状況でございます。

○議長 星 正彦君

課長違いますよ。もう一度宇田川議員お願いいたします。

○4番 宇田川 亮君

今の課長の説明で大体的ことは分かりましたが、2点についてお聞きしました。

障がい者福祉サービス費と障がい者自立支援医療費の関係、合わせて1,146万2千円の追加補正が出ているということで、この中身について具体的に教えてくださいということで質問したのですが、1つの部分だけは大体分かりました。実績に合わせて当初予算よりも実績の方が少なかったのもその分を国、県に返還したということで、その下の部分についても一度お願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

続きまして下の部分は500万6千円の返還額となっています。先程と同様に当初の申請額が4,964万円、そして実績として3,963万円、差額として約1千万円出ておりま

す。この差額につきまして2分の1が返還金となりまして506万円、そして4分の1の返還金が県の返還金となっていてまして250万3千円となっています。

内容につきましては、先程申しましたように実績が見込みよりも減額となったという状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

次に33頁です。保育所（広域等）と書いてありますが、19節の負担金補助及び交付金のところでの認定子ども園費の補助金等が出ていますが、これについて具体的に教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、認定子ども園費の284万8千円についてご説明させていただきます。ここの認定子ども園費の当初3人で計上しておりましたが、人数の増により7人の計上で4名増えたことにより284万8千円を増額させていただいております。

続きまして、認可外保育等利用給付費297万6千円についてご説明させていただきます。これにつきましては、認可外保育所のキッズルームサンフラワー、中央ヤクルト販売の鞍手センター保育所の2箇所のところ認可外保育所の部分で増額を見込んでおります。これにつきましては、幼児教育無償化の完全実施による新規の計上となっております。合わせて2箇所13人分を見込んだ分となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について34頁から41頁までの質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

37頁の農業振興費でスマート農業推進事業費というのがありますが、この内容について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この補正予算につきましては、スマート農業推進事業費補助金につきまして、町内の認定

農業者1名より情報通信技術を活用した田植機、これは8条植えのものですが、これの申請がありましたので、町の方より導入について申請をしましてところ採択されたもので、新たに予算を計上しております。

内容につきましては、この事業の目的は、GPSを活用した田植機で田植えの時の株間、それから施肥料、条間、直進機能の管理を自動制御で行い、田植えに掛かる時間や費用を節約できコストの削減を図ることが目的とされております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回1件こういう申請があつて県の方に申請すればとおつたということですね。今後もういうことが考えられるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

ご承知のとおり国の方、農林水産省では今後こういう情報通信を活用したスマート農業を推進していくということに国の方ではしていますので、農家の方からこういうふうな申請があればこういう事業が拡大されて行きますので、今後こういう事業を取り入れるということが考えられます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について42頁から51頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

43頁で一般職の人件費が1千万円ほど上がっていますが、これは誰か採用されたとかということなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この人件費増につきましては、4月の人事異動に伴いまして職員の異動に伴うものと、あと大きな要因としましては時間外勤務手当が300万円ほど今回追加になっております。

その理由としましては、幼児教育保育無償化に伴う事務料とスクールバスの導入に伴いまして事務料が増したことによって時間外勤務が増えているということでここを増やしています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

時間外勤務が増えたということですが、実際に最高でどのくらい時間外があったとかというのが分かれば今日でなくても結構ですが、これは関連するかも知れませんが、職員の時間外というのは上司から命令ではないが指示があってこのくらい時間外労働をして下さいよということからのあれなんで、その管理もしていかないといけない、労働の関係で。ということもありまして、そういう資料も合わせてお示しいただけたらと思いますが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

すみません、いま個別の時間数に関する資料を持ち合わせておりませんので、この件につきましては事務局を通じましてご報告させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

47頁の教育費、幼稚園費の中の負担金補助及び交付金のところの1番下に書いていますが、19、幼稚園実費徴収補足給付事業補助金というのがありますね。これは一般質問で私がしましたが実費徴収が行われるので新しく出ているのだらうと思いますが、具体的には81万円はどのような使い方をされるのですか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

これにつきましては、先だっても議論になりましたように10月から副食費等軽食の費用についての議論が行われました。これにつきましては幼稚園の副食費につきまして年収が360万円未満相当の方の保護者に対しまして補助するというございますので、現在はその対象者が24名おります。今後の見込みを6名見込んでおりまして、そのことから81万ということで計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

51頁の工事費2,360万9千円ですが、これは防球ネットの工事ということなんですが、元々文化体育総合施設であった野球場を潰して、工事は進んでいますが病院を建てると。元々防球ネットはいらなかったところが、そこに病院が建って来るので防球ネットを作らな

くてはいけない、それは分かりますが、その設備を、病院を建てるのであれば病院側がするべきではないでしょうかと思ったのですがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

この防球ネットにつきましては、過疎債を起債するようにしています。病院の方から町負担分の3割分につきましては病院の方から町の方に支払っていただくというふうにしています。7割は交付税措置になると思いますので、3割分は病院の方から手当てしてもらうようにはなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

財源については病院の方から町の負担分は出していただくということなんですね、それはどこにありますか。教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

3割分につきましては、10年間で過疎を借りるようにしていますので、その3割分を10年で割った分で、その分は来年度以降に鞍手町の方に病院から入って来るようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

それが予算、決算の中で分かるようにして欲しいのですが、この中に入っていますよとではよく分からないので、この分ですよというのが来年度からいくら入って来るのか知りませんが、ちゃんと入って来ているのかどうかというのも確認までするべきだというふうに考えますが、執行部の方ではされていると思いますが、議会側にもそれが分かるようにしていただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

来年度から歳入の方が分かるように資料を作りたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から19頁について質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

13頁の16款の県支出金 1項の県負担金の中の内訳ですが、児童福祉費負担金の中の一番下の段の児童手当負担金精算分とあるのですが、これは具体的にどのようなものですか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

これにつきましては、前年度の精算分となっているものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第52号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第52号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第55号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第55号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時53分

再開 14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それではご報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員、以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第12 議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の決算の結果、実質収支は8,400万円ほどのプラスになっていますが、前年度の繰越金等も含めて単年度収支で言えばどういうふうになっているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

31年度で前年度の繰越金が8,400万円ほどあるのですが、30年度決算で7,400万円ほどございましたので、実質収支で言えば1千万円程度というような数字になっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別

会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第60号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第63号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第88工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第66号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第89工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

た。

次に、日程第24 議案第68号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第69号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

民事調停の申立てということでございますが、正規の手続きに則り督促等を行ってきたものと思いますが、この民事調停に関しまして、要するにこちら側は代理人を立てるのか、それともどういうふうな形で進めて行くのか、最初から弁護士対応をするのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

弁護人は立てないで民事調停、今回はその人の滞納分をどうやって支払って行くのか、話し合いの場を持って調停をかけるという形になります。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと議案書の4、調停の方針というのがありますが、調停の結果云々というのを書かれています。解決しなかった場合は空け渡しや訴訟といった形の言葉も出ておりますので、この時に代理人を立てて弁護士対応をしていくということになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

議員さんの言った通り問題が解決しなかった場合、調停に応じなかった場合とか、約束を履行できなかった場合、町としては訴訟の方とかというふうにはしたくないので、本人には頑張ってもらいたいと考えていますが、それをどうしてもできないということに

なるとそういった形を取らざるを得ないという形になりますので、法廷の場になりますので
弁護人を立てた形の調停になると思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

滞納月、家賃で見てもみますと約12年間滞納という形になっていますが、この方の入居は
いつされて、今まで家賃を入れたことがあるのかどうかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

入居は新しい団地が建った時に入ったので、はっきりした日にちは分かりませんが、18
年度まではしっかり家賃は支払われていました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しまし
た。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会
とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時23分

令和元年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
令和元年9月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年9月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年9月19日 午後1時47分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務 出 席	議会事務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務 局次長	長 浦 良	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算
認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第68号 鞍手町道路線の変更 (民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律
の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算 (第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の
課税免除の額の変更 (総務文教委員長報告)

- 日程第19 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事 (第88工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事 (第89工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) (民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第69号 民事調停の申立て (民生産業委員長報告)
- 日程第26 意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第27 陳情第3号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情 (総務文教委員長報告)
- 日程第28 陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情 (総務文教委員長報告)
- 日程第29 陳情第5号 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第30 陳情第6号 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第31 陳情第7号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第32 発委第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議
- 日程第33 閉会中の継続事件

令和元年9月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第55号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐決算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第55号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第55号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第60号から日程第4 議案第63号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 6 0 号 平成 3 0 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 2 号 平成 3 0 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 3 号 平成 3 0 年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9 月 1 1 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 6 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 0 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 6 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 6 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 0 号 平成 3 0 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 6 0 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 6 2 号 平成 3 0 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第5 議案第56号から日程第10 議案第68号の6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第68号 鞍手町町道路線の変更。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 59 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 61 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 68 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 56 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 57 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 58 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 59 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 61 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 68 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号 平成 30 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決
します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 56 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 30 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出

決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号 鞍手町町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第11 議案第45号から日程第21 議案第67号までの11件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更。

- 議案第 4 6 号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。
- 議案第 4 7 号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例。
- 議案第 4 8 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。
- 議案第 4 9 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例。
- 議案第 5 1 号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第 3 号）。
- 議案第 5 4 号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。
- 議案第 6 4 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 3 0 年度固定資産税の課税免除の額の変更。
- 議案第 6 5 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、9 月 1 1 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

次に、議案第 6 6 号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第 8 8 工区) 請負契約の締結。

議案第 6 7 号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第 8 9 工区) 請負契約の締結。

本委員会は、9 月 1 1 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 4 5 号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 6 号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 7 号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 8 号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 9 号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 5 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 5 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 4 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 5 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第88工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第89工区）請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第22 議案第50号から日程第25 議案第69号までの4件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

議案第69号 民事調停の申立て。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第26 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 篠原哲哉議員に趣旨説明をお願いします。

○6番 篠原 哲哉

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

別紙意見書案を提出する。

令和元年9月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 篠原 哲哉。

同じく 須山由紀生。

提案理由

地方自治法第99条、並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

閉会 13時33分

再開 13時34分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程に入る前に、宇田川議員及び西藤議員より、陳情第3号の採決について、態度保留の申入れがありましたので、退室を許可しています。

日程第27 陳情第3号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第3号 日本政府に対して国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情。

本委員会は、令和元年6月5日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第3号について質疑はありませんか。

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

6月に出されたということで私もどういふ問題かなと考えていたのですが、これについては北海道のアイヌの方達と同じような取扱いになると思います。アイヌの方達も実際には、こういう形はもうないのだということで整理をされていると思いますが、この2行だけ読んで見ますと沖縄県民は先住民族だということを、勧告を国連が日本に対してしているという意味合いでとれると思いますが、これを撤回を日本政府に求めるということは、沖縄の方達も先住民族でなく日本人の我々と同じ扱いをしてくれという意味合いだと思います。

これについて私の考え方が間違っているはいけないのですが、そういうふう考えるのですがいかがなものでしょうか。

○議長 星 正彦君

栗田議員に申し上げます。

只今の発言は質疑の範囲を超えていますので拒否します。

委員長報告に対しては委員会の審査の経過を報告すると。それに対しての質問であれば構いませんが、この委員長報告に対して自分の意見を述べるということについては会議規則上そうになっていませんので、その範囲を逸脱していますので注意しておきます。

よろしくお願いします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号 日本政府に対して国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第3号は不採択されました。

ここで、宇田川議員及び西藤議員の入室を許可します。

(宇田川議員、西藤議員)入室

日程第28 陳情第4号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見に関する陳情。

本委員会は、9月4日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第4号は不採択とされました。

次に進みます。

日程第29 陳情第5号から日程第31 陳情第7号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第5号 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情。

陳情第6号 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情。

陳情第7号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情。

本委員会は、9月4日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第5号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって陳情第5号は採択されました。

次に、陳情第6号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第6号は採択されました。

次に、陳情第7号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第7号は採択されました。

次に進みます。

日程第32 発委第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長 田中 二三輝君

発委第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議、別紙決議(案)を提出する。

令和元年9月19日提出。

提出者 議会運営委員会委員長 田中二三輝。

提案理由。

本年10月22日に即位礼正殿の儀が挙行される新帝陛下の御即位を心からお祝い申し上げ、鞍手町議会として賀詞決議を上げるため鞍手町議会会議規則第13条 第3項の規定に基づき提出する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

発委第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発委第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第33 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員会から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配

布したとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和元年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 有 働 徳 仁

議員 栗 田 美 和

令和元年9月19日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査